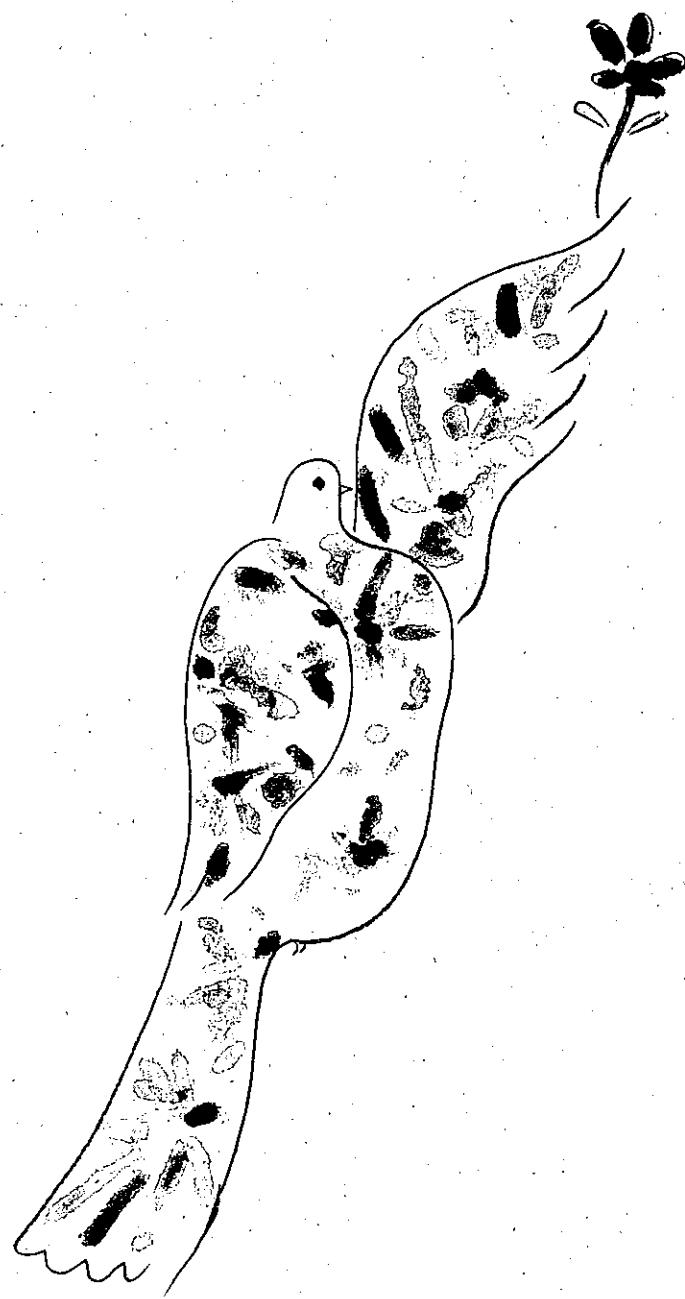


# 豊中市人権啓発基本方針



人権擁護宣言都市  
とよなか

正誤表

箇所	誤	正
目次 第3章第3節 3. の(2)	越えた	超えた
56~57頁の表 左から表内中段文字行 22行目	環境設備要項	環境整備要綱
資料 107~109頁の表		(追加)
○同和問題の段 1970(S45)年の項目	-----	・豊中市 同和教育連絡協議会発足
○同和問題の段 1975(S50)年の項目	-----	●1975(S50)・豊中市 同和教育推進委員会の設置
○在日外国人問題の段 1981(S56)年の項目	-----	●1981(S56)・豊中市 在日外国人教育推進協議会の設置

## はじめに

### 人権啓発の新しい創造をめざして

「人権は人間のためのものです。人権の教義の歴史の大半は、以前には十分に“人間”と見なされていなかった人類の成員をも、人間性というマントを広げて覆い尽くそうとする活動の物語なのです。」(オーストラリアの法学者=ラルフ・ペットマン 福田弘・中川喜代子訳)といわれるよう、人権の問題はそれを事実上無視されてきた人びとが、それを問題とするたびにより具体的となり、かつ深められてきた。

現在ではその理念は、法律以前に不可侵な「人間が人間であることによって、ひとしく平等にもつている権利」と理解されている。そしてそれは、地球レベル、人類レベルで承認されるべきこと認識されており、国境を越えて「人」の動きが激しくなってきた今日の段階で、いっそう強調され、新しい輝きを持ちはじめている。

豊中市の人権啓発の基本方針は、総合計画でいう「平和で平等な社会づくり」であり、「人権擁護都市宣言」や「非核平和都市宣言」がめざすまちづくりの実現そのものである。

そして人権啓発活動は、市のさまざまな施策や対策のなかにあって、周辺的、局部的な位置にあるのではなく、市の全政策、全活動に浸透して、あらゆる差別をあらゆる手段でなくしていくとする行政の全部局と市民との協力によって達成されるものであり、「市民のために」というばかりでなく、「市民とともに」、また、「市民自身が担い手となって」推進できるようにしていくことが大切である。

さまざまな差別は、もとより、それ自体が深刻で切実な問題であり、その重要性からみて、人権啓発の発展強化は必要である。そしてさらに、諸差別の克服、人権を侵害されてきた人びとの問題と、多様な市民の各自の人権要求や幸福追求の意欲とを結んで、市民どうしの希望とやさしさに満ちた関係づくりをつうじて、そのなかでともに活かしあうまちを創っていくことを期さなければならない。

人権啓発が従来ややもすれば、一方通行的なアピールとか、受動的な学習としてのみ受けとられることがあったことの反省をふまえ、また、それが現代の人類的課題であるという自覚にもとづいて、豊中市は、人権啓発の新しい段階を創造するために、この「基本方針」を策定した。人権啓発とは、何よりも市民が「ともに希望を語る」機会である。

	はじめて
<b>第1章 なぜ、いま人権啓発か？</b>	第1節 2 世界からみた日本の人権問題の現状 3 1.国連における取り組み 4 2.人権問題をめぐるわが国の状況  第2節 6 豊中市における人権啓発の取り組み  第3節 9 「人権擁護都市宣言」・「非核平和都市宣言」・ 「総合計画」の理念の実現のために (別表 豊中市の人権問題の取り組み)
<b>第2章 人権啓発の新たな展開のために</b>	第1節 17 これまでの人権啓発の問題点 18 1.啓発に対するイメージの貧しさ 18 (1)知識注入型啓発の限界性 18 (2)これまでの啓発スタイルの弱点 19 (3)改善すべき観点  19 2.啓発をめぐる市民と行政の関係のあり方  第2節 21 人権啓発の目標 22 1.人権啓発の基本的視点 23 2.被差別の現実に学ぶ意義  第3節 24 これからの人権啓発のあり方 25 1.施策・対策との一体的推進 25 2.住民自治活動としての意義 26 3.人権・文化・まちづくりをつなぐ啓発へ 27 4.人権啓発をすすめる市職員の役割
<b>第3章 人権啓発活動の方向と体系</b>	第1節 30 人権を大切にする知識の提供 31 1.差別の現実に学ぶ～人権の大切さを知るために 31 (1)諸差別の実態、歴史を学ぶ 33 (2)被差別者への共感に向けて  33 2.差別をなくす道すじを考える～人権を尊重する社会づくり 34 (1)諸差別を解消する道すじと展望を知る 34 (2)人権尊重の社会づくりを身近な問題から考える  35 3.ともに生きる豊かな感覚を求める～違いを認め合う感性を育てる 36 (1)地球時代の人権感覚を求めて 36 (2)ともに生きる豊かな関係づくり  第2節 38 ともに生きる社会をめざす啓発活動 39 1.「行政主導型」啓発から「市民・行政協力型」啓発へ ～一人ひとりが、ともに希望を語るために  40 (1)一人ひとりが啓発活動の担い手に 41 (2)一人ひとりがメッセージの発信者に  41 2.人権を大切にする時代をつくる ～新しい時間、新しい交流を体験する  42 (1)さまざまな時間感覚を大切にする 43 (2)あらゆる生活の場で人権が語られる  43 3.人権啓発活動の拠点をつくる～生き生きとした広場を  44 (1)個別拠点のメッセージ発信力を強める 45 (2)個別拠点をつなぐ努力、そして新しい拠点をともに構想する
	第3節 46 人権啓発を進める行政の役割 47 1.総合的な人権啓発活動  48 (1)総合的、持続的な人権啓発活動の推進 49 (2)多様な活動を進めるための条件整備  50 2.市民の人権啓発活動への支援  50 (1)人権啓発活動とネットワークづくり 51 (2)自主的活動への支援  51 3.人権・文化・まちづくり  51 (1)市民参加型文化活動との連携 52 (2)市域を越えた人権の輪づくり

## 第4章 施策・対策と啓発の 一体的推進をめざして

55 (はじめに)  
(別表 人権啓発活動の展開フロー図)

### 第1節 同和問題と啓発の課題

#### 1. 基本的な課題

- 59 (1)同和対策事業と啓発
- 61 (2)日常生活と同和問題の距離

#### 2. 啓発を必要とする背景

- 62 (1)今日の差別事象の特徴
- 64 (2)同和問題に関わる意識構造

#### 3. 啓発の課題と基本方向

- 65 (1)啓発情報と提供の方法
- 67 (2)同和地区内の文化活動との交流

#### 68 (3)同和地区内外の交流・周辺啓発

#### 69 (4)教育(保育)行政と市民啓発

#### 71 (5)企業啓発

#### 71 (6)部落差別につながる身元調査をなくす

### 第2節 女性問題と啓発の課題

#### 1. 基本的な課題と経過

- 73 (1)経過と基本的な課題
- 74 (2)豊中市の啓発の経過

#### 2. 啓発を必要とする背景

- 75 (1)女性をとりまく現状
- 76 (2)視覚イメージにみる女性差別

#### 3. 啓発の方向と課題

- 77 (1)啓発の視点
- 80 (2)啓発の推進方向と課題

### 第3節 障害者問題と啓発の課題

#### 1. 経過と基本的な課題

- 87 (1)国際的なうごき
- 87 (2)豊中市の取り組み
- 88 (3)基本的な課題

#### 2. これから啓発の課題と方向

- 90 (1)「社会の側のリハビリ」が必要
- 91 (2)これまでの啓発と問題点
- 91 (3)啓発活動の課題と方向

#### 3. 啓発活動の推進方策

- 93 (1)施策・対策と啓発の一体的推進の重要性
- 93 (2)地域に開かれた施設へ
- 94 (3)障害者関係団体との連携
- 94 (4)学校教育の場における啓発の意義と課題
- 95 (5)保育の場における啓発の意義と課題
- 95 (6)職員啓発の課題

### 第4節 在日外国人問題と啓発の課題

#### 1. 在日韓国・朝鮮人の現状をめぐって

- 99 (1)基本的な視点
- 99 (2)大切な歴史認識
- 100 (3)さまざまな差別

#### 101 2. 豊中市の取り組みと課題

- 101 (1)外国人を住民としてとらえる
- 101 (2)民族差別の解消に向けて

#### 103 3. 国際化時代を迎えた市民的課題として

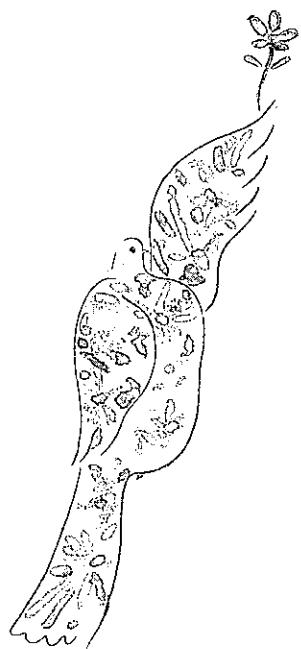
- 103 (1)問われる潜在意識
- 103 (2)法制度と人権の問題
- 104 (3)国際化にとっての課題

#### 105 4. 啓発の推進方向

豊中市人権啓発基本方針

# 第1章

なぜ、いま人権啓発か？



## 第1節

○世界からみた日本の人権問題の現状

## 1. 国連における取り組み

人権に関する国際的なルールづくりをリードしてきた国連は、「世界人権宣言」（1948年）のなかで、世界中のすべての人びとが享有すべき権利と自由を普遍的な権利として明らかにしている。世界人権宣言は、人類に多大な惨禍を与えた第二次世界大戦を反省するなかから、世界の国々にあるさまざまな差別を撤廃し、すべての人びとの人権が確立されてこそ、恒久平和を実現させうるという精神のもとに、世界の達成すべき人権保障の共通基準としてうまれた。

現在までに、国連を中心となってつくられた人権関係の国際条約は23条約ある。なかでも、「国際人権規約」は世界人権宣言に法的拘束力をもたせた世界の憲法といえるものであり、このほか人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約や子どもの権利条約などつぎつぎと採択されてきている。そして国連は、これらの国際条約の意義を世界的な関心事とするために、各条約にかかる国際年を設定し、加盟国政府に対して差別撤廃のための具体的な行動計画の策定をもとめ、その施策の充実を要請するようになった。

女性問題については、「国際婦人年」（1975年）とそれに続く「国連・婦人の10年」（1976～85年）を決め、世界行動計画を策定している。そして日本は国際婦人年中間年（1980年）を契機に「女子差別撤廃条約」に署名し、国際婦人年最終年（1985年）に国会批准している。

また、障害者問題については、国連の提唱による「国際障害者年」（1981年）とそれに続く「国連・障害者の10年」（1983～92年）がある。

さらに、子どもの人権についても、「子どもの権利宣言」採択30周年、「国際児童年」10周年にあたる1989年に「子どもの権利条約」が採択され、翌年に日本は署名している。

このほか、「世界人権宣言35・40周年」（1983・1988年）、「国際平和年」（1986年）、「国際居住年」（1987年）、「国際識字年」（1990年）などがあり、1993年には「国際先住民年」、1994年には「国際家族年」が予定されている。また行動計画には、「第2次人種差別と闘う行動の10年」（1984～93年）、「国連・識字10カ年行動計画」（1990～99年）などがある。

このように、人権の概念を拡大・発展させながら、差別撤廃と人権の確立をもとめる国際的な人権擁護のうごきは、大きな潮流となっている。しかし、日本はこれら23条約のうち、国際人権規約（留保付き）や女子差別撤廃条約などわずか7条約を批准しているのみ

である。

## 2. 人権問題をめぐるわが国の状況

わが国では第二次世界大戦後、あやまちを二度とくりかえさないという平和の誓いをこめて日本国憲法を制定し、平和主義、民主主義、基本的人権の尊重の精神を明確にした。しかし、国内には部落差別をはじめとして女性差別、障害者差別、民族差別、とくに在日韓国・朝鮮人差別などさまざまな差別が存在している。また日常生活のあらゆる場面の慣習や習俗のなかに、さらに法・制度の中にも、実質的平等の観点からみれば差別や矛盾が存在している。

同和問題をはじめとする諸々の差別問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわるきわめて重大な問題である。

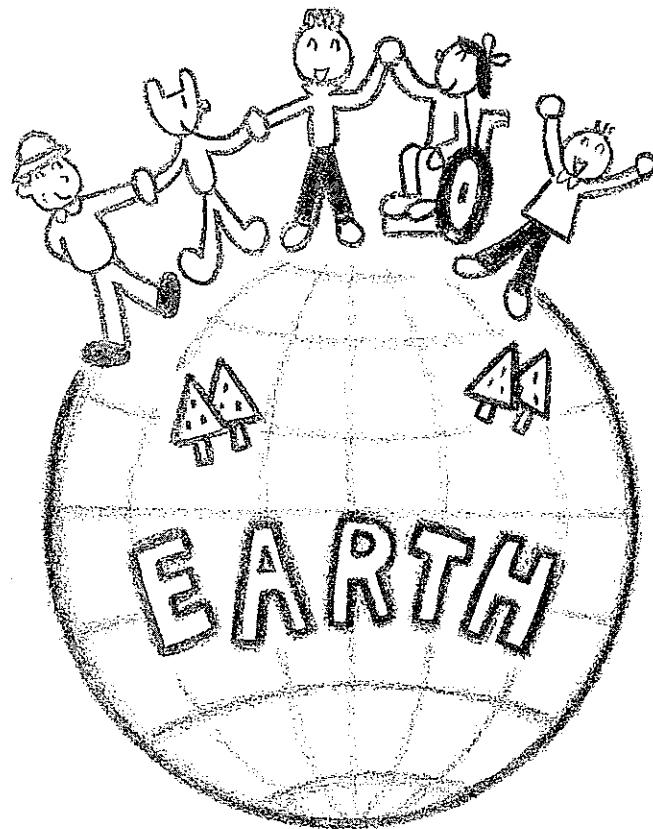
同和問題については、昭和40年（1965年）に國の同和対策審議会答申が、はじめてそれが憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であり、その解決は行政の責務であり国民的課題であることを明らかにした。そして、昭和44年（1969年）「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後市民の差別意識と偏見の解消をはかるための啓発事業が、同和地区の環境改善、地区住民の生活実態の改善とともに取り組まれるようになった。しかしながら、今日においてもなお同和地区住民・出身者に対する差別が後を絶たず、また同和対策事業に対する無理解からくる「ねたみ」や「逆差別」意識が生じており、正しい理解と認識にもとづく合意と共感を獲得するために、啓発推進にかかわる行政の積極的な取り組みがひきつづき重要な課題となっている。

また、わが国における民族問題は、在日韓国・朝鮮人問題が最も重要かつ緊急の課題となっている。これらの人たちが数世代にわたって定住を余儀なくされてきた最も大きな理由のひとつが、日本の植民地支配の直接間接の結果であったという事実の重みを真摯にうけとめ、差別と偏見によって市民的自由をうばわれ、あるいは法的・制度的な権利を不当に制限されていることも少なくないという現実を正しく認識しなければならない。

近年、部落差別をはじめとする諸差別の解消のための取り組みは、地方自治体や各種団体等の努力により相当活発におこなわれるようになった。関西においては人権問題にかかわる啓発の促進は、部落差別に関する要求がまずその突破口を開き、つづいて在日韓国・朝鮮人問題を中心とした民族問題や障害者問題、女性問題に関する啓発活動が市民の要求にこたえて次第にその規模を拡大してきた。もとより、基本的人権や差別に関する問題はこれらの四領域につきる

というのではない。近年、子どもの人権、高齢者の人権、労働者の人権、また外国人労働者の人権（とりわけ、不利、不安定な条件下にある層の人権）、また職業差別の問題などが大きくとりあげられるにいたっている。

このように、すべての国民に憲法で保障されている基本的人権も、人びとと政府の絶えざる努力なしに、自動的に保障が実現するものではないから、その学習と相互啓発の機会が十分にあることは民主的な社会の必要条件である。



## 第2節

### ◎ 豊中市における人権啓発の取り組み

市は、「総合計画」（昭和61年・1986年）の重要な柱として「平和で平等な社会づくり」をかけ、また昭和59年（1984年）には「人権擁護都市宣言」をおこなって、市民すべての人権を守るという共通目標を明らかにした。

当市においては同和行政をすすめるなかで、同和問題の啓発事業は年をおって重要課題に位置づけられてきた。そして人権尊重精神の普及・高揚は、障害者問題や女性問題、在日外国人問題などの分野にもひろがりをみせ、それぞれが行政課題として次第に明らかになってきた。まずははじめに、同和問題の解決を一部局の取り組みではなく、府内全部局にかかる総合的行政課題として推進するため、昭和46年（1971年）に同和対策本部が設置された。その経験をいかしながら、その後国際障害者年を前にして昭和55年（1980年）に国際障害者年推進本部、国際婦人年中間年を機とした国内的な気運の盛りあがりのなかで昭和58年（1983年）に女性問題推進本部、さらに近年の国際化を反映して平成元年（1989年）に国際交流推進会議が設置され、そのなかで在日韓国・朝鮮人問題についても行政課題としつつある。

この間、昭和62年（1987年）に府内の人権問題関係部課による人権行政検討委員会を設置し、同和問題啓発の実績の上に立って、今後の市行政のあり方を検討した。その結果、人権啓発の基本方向として、同和問題と他のさまざまな差別問題の解決を基本的人権にかかる一連の啓発課題と位置づけ、一体的・有機的に推進することが必要であり、そのことを通じて、すべての市民の人権が守られ、平和な世界をめざすものであることが明らかにされた。そして、差別解消にむけた啓発には、行政内部の対策部門と啓発部門の一体的推進が必要なことも明らかになった。こうした経過をふまえて、人権諸課題について人権啓発を中心に連携を深め総合的に推進するため、昭和63年（1988年）に人権啓発推進会議が設置された。

早くから取り組まれた同和問題啓発は、同和問題の解決には市民啓発が不可欠な要件であるとの認識から、さまざまな啓発手法を開発しながら、同和問題の正しい理解と認識を深め差別意識の撤廃をめざす努力をかさねてきた。その結果、他の差別問題啓発の先導的な役割を果たしてきたともいえる。その位置づけは、とくに広報誌やビデオ制作による広報、社会教育分野での各種講座などで明確であり、高い評価をうけてきた。

その成果の一端として、全国的にもさきがけとなった、市民による人権草の根自主活動組織「豊中市人権教育推進委員協議会」（略称「豊中人権協」）が結成（昭和45年・1970年）された。また企業啓発組織についてもいち早く取り組み、昭和53年（1978年）から

「豊中同和問題企業連絡会」（後に「豊中企業内同和問題研修推進員連絡協議会」に発展解消）が結成され、学習が展開されてきた。

障害者問題啓発については、国際障害者年を機として、障害者の「完全参加と平等」の実現にむけて障害者への理解と認識を深めるため、昭和56年（1981年）から国際障害者年豊中市民のつどい、昭和58年（1983年）から国際障害者年記念フェスティバルを開催して、ともに生きるまちづくりをめざす啓発活動をおこなっている。

女性問題啓発についても、昭和60年（1985年）に婦人週間市民のつどい、翌昭和61年（1986年）から女性問題シンポジウム等を開催するなど、女性の地位向上と男女協同社会の実現をめざした啓発活動を実施している。

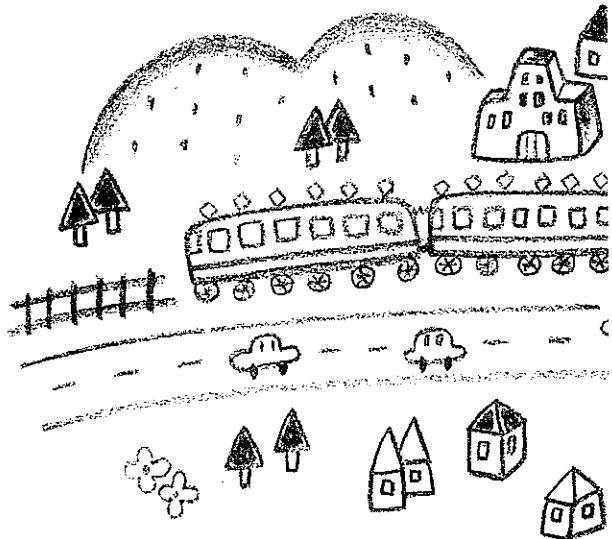
そして在日韓国人・朝鮮人問題の啓発をふくめ、それぞれの領域の共通の啓発活動として、広報誌による啓発記事掲載などを中心に啓発リーフレットやパンフレット、冊子類を作成し、市民に配布している。さらに公民館をはじめ社会教育施設等で啓発講座を実施している。

一方教育委員会においては、同和教育基本方針を昭和46年（1971年）に策定して以来、昭和53年（1978年）に障害児教育基本方針、昭和55年（1980年）に在日外国人教育基本方針を策定し、さらに昭和61年（1986年）には、豊中市として同和保育基本方針が策定され、学校教育、社会教育の分野でそれらが生かされ、啓発活動が展開されている。

この間、各人権問題を総合的にとらえ、昭和61年（1986年）の市制施行50周年記念事業の一環で人権平和フォーラムを実施した。以後は、人権啓発推進会議の共同実施事業として位置づけ、人権月間中の各人権関係セクションの事業と連携しながら、写真展、市民参加演劇、パネルディスカッション、講演会、一人芝居、映画など多彩な催しを実施している。これらの催しをとおして、人権問題は身近な日常生活と深くかかわっていること、さらに人権啓発は市民の主体的かかわりなしでは進まないことが確認され、市民と行政がともに取り組む文化・表現創造活動として展開されている。

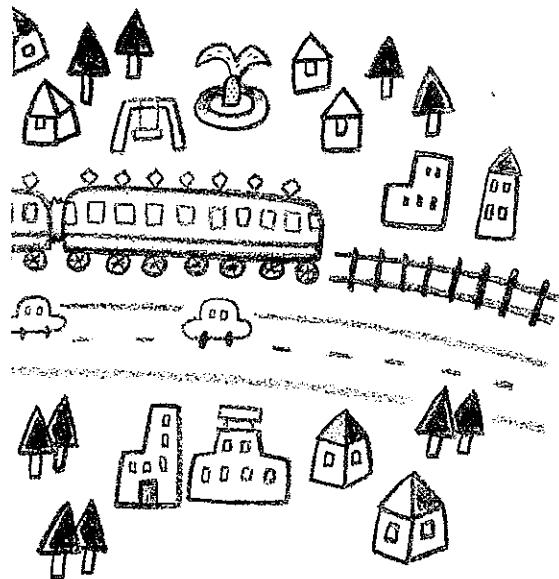
### 第3節

○「**人権擁護都市宣言**」・「**非核平和都市宣言**」・  
「**総合計画**」の理念の実現のために



このような取り組みのなかで、世界人権宣言35周年（1983年）の記念すべき年に、豊中人権協が中心となって「豊中市を人権擁護都市に」を合い言葉に署名活動が展開された。その結果、市民の人権意識の高揚のなか8万余人の支持を獲得し、宣言の請願が市議会で採択されたことは、市民運動の成果として画期的な出来事であった。そして翌年3月に当市は、すべての市民の人権が擁護される心豊かな社会の実現をめざして「人権擁護都市宣言」をおこなった。また当市は昭和58年（1983年）に、平和で安全な社会の実現をめざして「非核平和都市宣言」をおこない、さらに「緑豊かな生活文化創造都市」をめざす「総合計画」（昭和61年・1986年）の重要な柱として「平和で平等な社会づくり」をかけた。

このように人権啓発に努力を重ねてきたにもかかわらず、同和問題については、結婚や就職をめぐる差別事象が後を絶たず、大阪府下の各市でも結婚差別・就職差別事件が毎年のように明らかにされている。また落書や文書、郵便物、電話などによる攻撃的で悪質な差別事象も多発し、さらに、高度情報化社会の反映を示すアマチュア無線とコンピューターを組み合わせたパケット通信による差別も発生し、大きな社会問題となっている。大阪府下の差別事象の件数は、昭和62年（1987年）以降の5年間では毎年300件台を推移している。当市でもその差別事象の傾向は同様であり、この5年間で108件



にのぼり、そのうち84%にあたる91件が差別落書である。これら生起してくる差別事象は、当事者の訴えや通報のあったものであり、実際に起こっている差別事象は氷山の一角であるといわざるをえない。とくに結婚差別は顕在化しにくいのが特徴である。

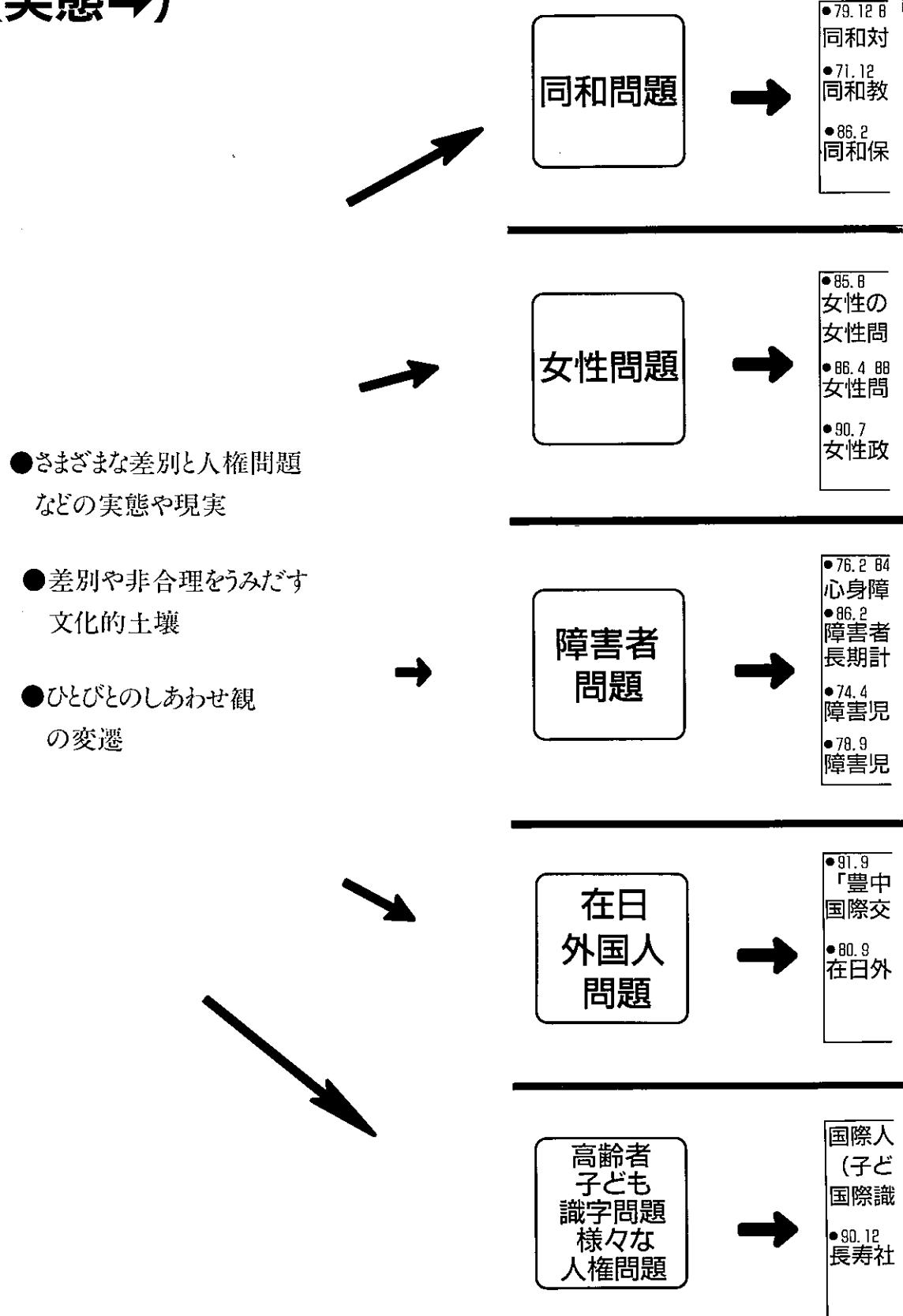
障害者や女性、在日韓国・朝鮮人に対する差別事象は個別の相談業務のなかで処理されたり、また当事者の告発行為のないまま、日常の社会慣習のなかに埋没し顕在化しない場合が多い。

また、当市は大阪国際空港を近くにひかえ、異文化と接触する機会が比較的多く、きわめて近い将来、とくにアジア系の外国人労働者の増加も予想される。くわえて、中国からの帰国者（とその子ども）、南アメリカ諸国からの日系人に対する人権へも特別な配慮がいる。差別や偏見から解放されて、同じ当市で市民生活を営むものの誰もが人間らしく生きる権利をもっていることを認めあうことが要請されている。

差別の克服という目標は、すべての人間が相互に抑圧的にならず、ともに生き、活かしあう社会という理想とかさねあわせて考えられるべきである。その意味で、これまで「人権啓発」の中心が反差別啓発であったことは当然と言える。しかし、これまでの人権啓発が十分に成功を見ていないとすれば、それはどこに弱点があったのかを考えることであり、現在の課題は、これから新しい時代にふさわしい啓発の創造に向かうことなのである。

# 豊中市の人権問題の取り組み

## (実態→)



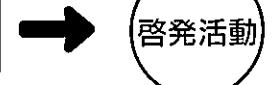
3.8 91.5  
策審議会答申  
育基本方針  
育基本方針



ための199の提言  
題推進会議  
3.90.5  
題審議会答申  
策基本方針



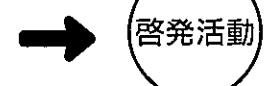
2.2  
害者対策協議会答申  
対策に関する  
画  
保育基本方針  
教育基本方針



市のめざす国際交流」  
流委員会の提言  
国人教育基本方針



権規約  
もの権利条約)  
字年など  
会対策基本指針



### 対策と啓発の 一体化

● ● ● 人 権 啓 発 推 進 会 議  
人 権 啓 発 推 進 連 絡 会 議  
人 権 啓 発 推 進 委 員 会  
(88.8)  
(87.7)  
(83.11)  
(8)

## 人権啓発 基本方針

人権・文化・まちづくり

### 総合的有機的啓発

(←理念)

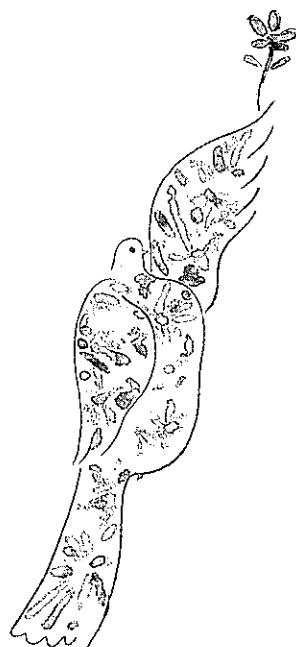
憲 法  
●平和主義  
●民主主義  
●基本的人権の尊重

地方自治法など  
憲法の具体化の  
ための法令・制度

- 総合計画  
(平和で平等な社会づくり)
- 人権擁護都市宣言
- 非核平和都市宣言

## 第2章

人権啓発の新たな展開のために



同和問題啓発を先導役としてすすめてきた市の各領域における人権啓発活動は、試行錯誤をくりかえしながら、一定の成果とひろがりをつくりあげてきた。広報誌をはじめとする広報媒体や各種の講演会のほか、映画や演劇の上映・上演など、文化活動と啓発をむすびつける試みも、多方面で活発に取り組まれるに至っている。

しかしながら、ここ数年来、啓発のあり方に対する疑問が各方面から投げかけられている。これまで人権問題はともすれば特別な問題と考えられたり、その啓発も行政の特定分野の課題ととらえられがちで、「平和で平等な社会づくり」をめざす総合的な行政の営みとして展開されるには至っていない。より一層の発展をめざすために、全体をみわたした反省のうえにたって、新しい試みに踏みだしていく時期にきているといえよう。



## 第1節

これまでの人権啓発の問題点

## 1. 啓発に対するイメージの貧しさ

### (1) 知識注入型啓発の限界性

行政の人権啓発は、これまで被差別者側から社会にむけて発するメッセージとして、また諸差別の存在とその状況についての解説や説得として取り組まれ、知識・理解の普及に成果をあげてきた。アメリカの盲目の黒人歌手スティービー・ワンダーは、「あらゆる差別は無知と無関心から生まれる」と述べているが、基本的事実認識の欠如や誤解が、差別や人権侵害につながる予断や偏見の固定化をもたらすことは、どの領域の差別においても多く、また、今日でもなお差別が再生産される要因となっている。差別がおこなわれていてことすら知らない人びとに対して差別の存在そのものを明らかにすることは、当然ながら必要なことであり、「差別」に対して目を向けてほしいという被差別者の思いを、「知っている人」から「まだ知らない人」への知識の普及という形で伝達することについては、いまなお大きな意味がある。しかし、それが市民自身の生活要求や関心からかけはなれたところで知識注入的におこなわれるだけならば、啓発は一方的な押しつけや教化となって、人権問題を「うっとうしいもの」「やっかいなもの」と感じさせたり、「わたしは差別を受けなくてよかった」と思わせる原因となる。

### (2) これまでの啓発スタイルの弱点

これまでの啓発では、同和問題ならば同和問題、女性問題ならば女性問題というように、各領域ごとの知識や理解にとどまりがちであった。それぞれの啓発は、他の人権問題や学習者自身の人権の認識、積極的な行動に必ずしもつながらず、「人権問題は重要ではあるが部分的な問題」「差別は気の毒な一部の人の問題」との理解にとどまり、自分のくらしに結びついた、自分の生き方の問題として受けとめられるまでに至っていない。差別をうけて傷つく人がいる、差別はいけないことという知識だけを得る結果、自分が差別しないでおくためには、差別する可能性のある関係をもたないでおこうとする無意識の行動すら引き出しかねない。また、差別される側の痛みや苦しみが理解されるだけに、「自分は差別が不合理なものだと知っているが、世間には差別があるのでから、それに同調しなければ、こちらが差別される側にまわってしまう」という恐怖心、むしろ、被害者感覚から、結果として差別する側に加担してしまう場合もあり得る。このように、できるだけ差別の問題とはなれた位置に自らを置いたり、結果的に差別に同調してしまう人は、他人に同調

を迫る「世間」の一部となって差別を強化する存在になってしまう。

### (3) 改善すべき観点

このような差別行動を解消することは、「差別は不合理である」という「正しい知識」を伝達するだけでは不可能である。ある種の勇気が引き出される契機は何か、差別に逆らって行動するほうが自分や自分の愛する者（家族など）にとって結局は幸福につながるという確信がもてるはどういう場合か、といった、市民が人権問題に積極的にかかわっていく自己発展的な契機となるような啓発につくりかえていかなければならない。

しばしば人権啓発が「暗い」といわれることがある。もちろん、時には人の命をも奪ってしまう差別そのものが、暗く、重いものであってみれば、被差別の現実を知ることは楽しくて軽かろうはずはない。けれども、暗いイメージだけが市民の頭のなかに残されるとしたら、啓発活動ばかりでなく、人権問題への取り組み全体にとってもマイナスであろう。またそれは、被差別の人たちに対する紋切り型（ステレオタイプ）のイメージを形づくってしまうことにもなりかねない。

啓発をおこなう側にしてみれば、決してそのような暗いイメージを市民に押しつけようとしているわけではない。今なお不当な差別に苦しんでいる多くの人びとがいることをひろく知らせることで、差別をなくしていこう、差別のない、だれもが自由に生き生きとくらせる社会にしようというメッセージを送っているのである。しかしながら、そのメッセージが当初に意図したとおりに伝わらないのはなぜか、啓発についてのイメージが、暗く、重いものとなってしまうのはなぜかを考えなければならない。

## 2. 啓発をめぐる市民と行政の関係のあり方

啓発は、「専門家が人びとに対し、看過しがちな問題や問題点についての知識を与えること」と一般的には解釈されている。しかし、論語の「かんか憤せんば啓せず、悱せんば発せず」という語源の本来の意味は、「自力で悟ることを助け、学習者自身の問題意識を喚起する」ことなのである。

これまでの啓発では、往々にして市民はいつも啓発の受け手として理解されてきた。しかし、行政の機関が啓発を実施するといつても、それにたずさわっているのは結局のところ「人」であり、啓発は行政にかかわる人と、市民として存在している人との間で成り立っている活動なのである。そしてまた、市民と市民との間にも成り

立つものであるはずである。この場合、どちらか一方が主体で他方が客体として固定的に存在しているのではなく、いずれもが主体として、相互にかかわりあっている活動として理解するべきである。

このような関係のなかで啓発をとらえるなら、行政から発される内容は、そこにたずさわる「生活者」として、差別や人権問題を自らの問題として深め、広げた、感性豊かなメッセージに高められなければならない。

このように、啓発するものと啓発されるものの関係の固定化をくずし、啓発を「認識を深め問題解決を図るために行動を起こす力を育てる」ものに近づける努力が求められている。人権啓発への参加体験が一時的なものに終わらず、主体的なかかわりへの動機づけや充実感をともなうような体験となるのは、自らの生き方や要求をとらえかえし、他者や社会との関係についても新しい認識や要求をもつに至ったときである。

近年当市でも、単に聞く、見る、読むだけではない出会いいや交流、あるいは体験学習の場としてのあたらしい啓発活動が試みられつつある。市民自身の人権問題への主体的なかかわりをつくりだすため、このような多様な試みが幅広く展開されなければならない。

## 第2節

### ● 人権啓発の目標

## 1. 人権啓発の基本的視点

人権啓発は、それぞれの差別や人権侵害の問題への知識・理解をこれまでよりもいっそう深め、内容、方法、ともにきめ細かくすすめられる必要がある。

差別問題とは、被差別当事者の問題というよりは、差別する側の問題であり、同和問題は部落外の問題、女性問題は男性問題、障害者問題は健常者問題、在日外国人問題は日本人の問題であるという視点が大切である。これらの人権問題は全て同じこの社会で起っている問題であり、差別による被害者は、直接の被差別当事者だけなのではなく、差別する人や差別を容認する人もまた人間的可能性をそこね、ひろい視野で考えれば自らの幸福追求をゆがめられ、結果的には自らの人権をもないがしろにすることにつながっているという意味で被害者である。差別や抑圧を受けてきた人びとの人権をまもることが、自分も含めたすべての人びとの人権をまもることであり、そのことが「平和で平等な社会づくり」へつながるよう、理解と共感が形成される機会を提供しなければならない。

そのためにはまず、くらしとの関連で差別を構造的に認識できる啓発活動にしなければならない。それぞれの差別の問題が、日常のくらしや社会のしくみと深いかかわりをもち、そのなかで生じるさまざまな問題と決して無関係でないことを自覚することによってはじめて、自身の生活意識や生活スタイルを問い合わせていく契機が生まれる。すべての市民のくらしはさまざまな回路で人権問題と交わっており、くらしとの糸口は無数につながっている。ひとつの人権問題を認識することによって、これらの回路をつうじて他の人権問題の理解も深まっていくのである。

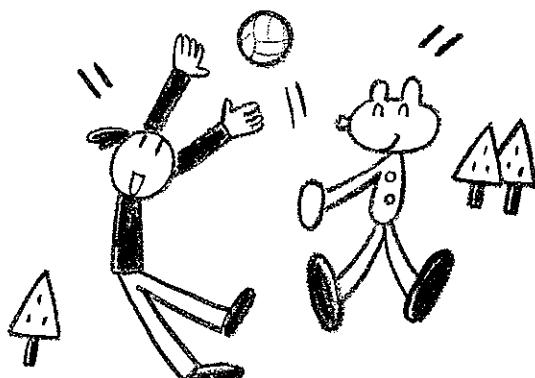
これまでの啓発では、その重点が日常的に起こっているさまざまな差別事象を知らせたり、差別の不当性、非合理性を訴えることに急で、よりひろい視野でとらえることの余裕がもてなかつた。もちろん、差別される人びとの痛みや苦しみを知らせ、差別の不当性、差別をなくしていくことの大切さについて理解を求めるることは啓発の初期の段階として有効であることに変わりはない。ただ、そこからさらに一步すすめて、被差別者の人権への理解、共感を、市民自身の人権へつないでいこうとする啓発が必要なのである。

## 2. 被差別の現実に学ぶ意義

啓発活動の内容の中心が、現実に人権を侵され、社会的にさまざまな差別を受けてきた人びとの姿を知らせることにむかうのは、当然のことである。今なお不当な差別に苦しみながらもそれとたたかって生きる人びとの生き方から「人権」とは何かを学びとることは、「人権」をことばのうえだけでなく、実質的なものにするためにも効果的である。

しかし、「被差別の現実に学ぶ」意義とは、差別を受けている人びとがいることに気づく、ということにとどまらない。被差別の事実を正しく認識したうえで、そこからさらに一歩ずんで、被差別当事者の差別されてきた怒りや苦しみを、そしてその差別に抗してきた強さと明るさを、見、聞き、知り、共感すること、差別を受けながらも、どれだけ自由に生きているかを識ることによって、自らが差別を許してきたことを痛みをもって受けとめ、ともにそのような差別をなくす方向を考え、実践することにある。

いいかえれば、「被差別の現実に学ぶ」ことは、自らのもつ価値意識と向き合い、生き方さえしばりついている差別の連鎖の束縛から解き放されて、自己とそれを取り巻く社会の実像を再発見し、他の人びとの希望に満ちた関係のなかで、人生をより豊かに高めていくことにはかならない。



### 第3節

◎ これからの人権啓発のあり方

## 1. 施策・対策との一体的推進

人権啓発は、各領域の施策体系の一部を占めるものであり、各領域の基本方向にそって営まれる施策や対策と切り離されて存在しているものではない。

啓発活動は、市が取り組んでいる施策や対策に対する理解と協力を獲得することを直接の目的としているが、人権啓発においてはそのことが同時に市民の生き方と人権に深くかかわりつつ、「ともに生き、ともに学び、ともに変わる」ことにつながらなければならぬ。施策や対策をすすめていく過程で市民との間に生じてくるさまざまな問題を的確に受けとめた啓発のテーマづくりや、施策の方向を先取りする土壤づくりは、人権行政を推進するにあたっては不可欠な課題である。また、そのようなテーマは最初から存在しているのではなく、さまざまな施策をつうじて、被差別者や市民との日常関係をかたちづくっている行政が、施策の推進に対する共通の理解と確信、その上に立った創意と努力を積み重ねてこそ明らかにされるものである。

その意味で、「施策のないところに啓発は存在しない」のであり、施策・対策と啓発とは一体的に推進されなければならない。

## 2. 住民自治活動としての意義

市民の多くは自らの幸福を願うにあたって、他の市民とともに生き、活かし合う関係を望んでいる。啓発活動は、そのような多様な人びとの魂の交流の機会となっていくべきであり、人権啓発は「感性にとどく」ようにならなくてはならないといわれる根拠もここにある。したがって、行政からの啓発は、行政を担っている職員が単なる機構の一部として機械的にメッセージを発信せず、自らも生活者として市民との「共通性」を自覚して、たえず、新鮮で、心に伝わるメッセージを送ることが大切である。

市民一人ひとりが積極的・創造的に社会にかかわっていけるような自己発展的な契機となる問題提起をすることは、相互に抑圧的にならず、ともに生き、活かしあう地域社会でのさまざまな関係づくりへの参画を期待することでもある。そして、このことは自治体行政が憲法の理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重に支えられた住民自治の実現を推進していくことと重なっており、市民との「信頼関係」を形成する活動なのである。

### 3. 人権・文化・まちづくりをつなぐ啓発へ

差別をなくそうとするさまざまな活動に積極的にかかわってきた人びとは、差別とたたかうことによって、強く、たくましく、そして明るくなってくる、とよくいわれる。また、人権感覚が豊かで、他者の痛みに対して鋭敏である人が多い。私たちはこのような人びとの生き方と知恵に学ぶことができる。

自分のなかにある人権要求、つまり、自分の生活をみつめ、他者とのかかわりあいをもっと良いものにしたいと願う活動は、自分をも変え、他者をも変えていくきっかけになりうるという意味で、人権啓発活動であり、文化活動でもある。

このように、人間を抑圧する文化でなく、人間を解放する文化をつくりだす人権文化を市民とともに創造しなければならない。今後は、深いヒューマニティと人権・文化の確固としたライフ・スタイルが学べ、生きる力を励ます新しい啓発活動として市民の自己表現の場のいっそうの拡大が大切である。

また、「市総合計画」（昭和61年・1986年10月）の基本理念は人権尊重と共生の考えを基盤に、だれにとっても安全で快適な「やさしいまちづくり」をめざすものである。この観点から、豊中市がこれまでにかけている都市像を、人権・文化のまちづくりという明確な未来像をもって、総合的に展開させる啓発が重要である。

#### 4. 人権啓発をすすめる市職員の役割

人権・文化・まちづくりをめざす総合的な人権啓発をすすめていくとき、市職員の役割はきわめて大きい。

本来自治体職員は、住民自治の精神に基づき、その職務を担っているのであって、どのような業務を担当していようと、常に市民の生活と権利を守る立場から業務をすすめなければならず、その意味で人権問題と無関係な部局はあり得ないのである。直接市民サービスを担当する部局はもとより、さまざまな事業をつうじて、市民のためのまちづくりを担当する部局、さらには、計画や予算、情報などをつうじて、事業やサービス部門をバックアップする部局も、すべてその職務の基本は市民の生活と権利の推進である。

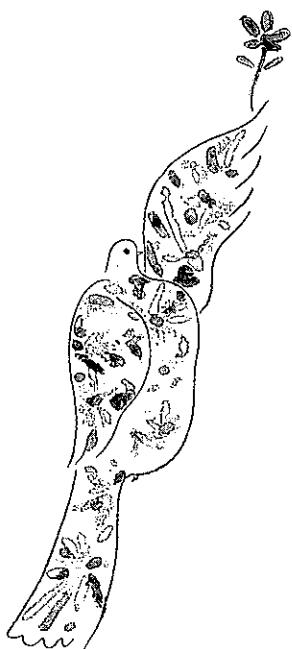
のことからも、職員として、また、人間として、自己を磨き、社会認識を深め、人権感覚を高めるよう努めなければならない。行政が人権啓発をすすめるためには、そのような職員が、組織の持つ高度な専門的知識・技術・情報を最大限に活用し、市民の主体的な啓発活動と有機的に関係を創造していくことが必要である。





## 第3章

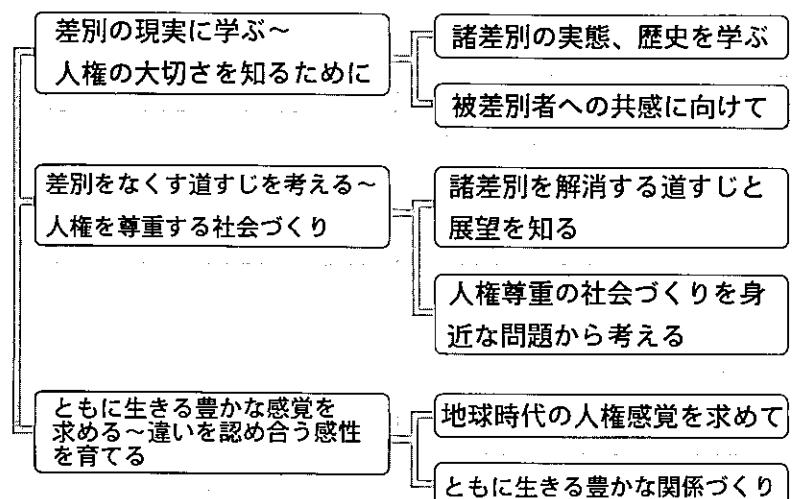
人権啓発活動の方向と体系



## 第1節

- 人権を大切にする知識の提供

人権啓発活動は、一人ひとりの市民の日常生活のなかでの疑問に応えることから、複雑な現代社会で人権を大切にする生き方を求める課題まで、広範で体系的な知識の提供をおこなわねばならない。さらにこの活動をすすめる場としての地域社会は、時間の経過に沿って、次々と新しい仲間を受け入れる。なによりもまず子ども、そして、転入者、さらに事業所などで働く人たち、また、地域でおこなわれている学習・交流の場への参加者等々、多様でそれぞれがよりよい生き方を求める生活者たちである。こうした地域の人びとに、市は「人権を大切にする」営みをつうじて蓄積してきた知恵と知識に接する機会や学習教材を用意しなければならない。



## 1. 差別の現実に学ぶ

### ～ 人権の大切さを知るために

人権の大切さは、人権を踏みにじられてきた人たちの訴え、怒りと悔しさの叫びを知り、人間的な共感を覚え、自分を含む社会の中にある差別を生む仕組みやそれをささえている不合理な意識や感情に気づくという道すじがあって、知識と精神の高まりとして身についていくものである。差別の事実や実態について、被差別者の声を聞き、出版物や映像をとおして学び、差別がつくられてきた歴史を知り、地域社会や国内外の取り組みから人権尊重の意義にふれることは、人権の大切さを考える出発点であり、同時に、さまざまな実践活動の過程でくりかえし振りかえらねばならない原点である。

### (1) 諸差別の実態、歴史を学ぶ

諸差別の実態や歴史、また、差別意識の状況などについては、これまで、さまざまな調査や啓発活動の場で語られ、明らかにされてきた。そして、生の声を綴ったものから、各々の差別問題についての実態の複雑さや社会背景を明らかにするものまで、また、入門的な教材から高度な参考文献まで、差別の実態や歴史を知るための情報が行政をはじめ各所で蓄積されている。

こうした情報がより効果的に活かされていくよう、あらためて、情報内容が実態を的確に伝えるものになっているか、新しい研究成果を吸収しているか、学ぼうとする人たちの感覚に応えたものになっているかなどの視点で再整備される必要がある。

- ①初步的な知識理解について必要な情報をくりかえし提供する。
- ②人権問題の実態・歴史・差別意識・意識調査の報告など幅広い啓発資料や教材を整備する。
- ③知識内容の高度化をはかる。(郷土史・地域情報・最近の研究成果など)
  - 人権問題と現代史等を通じて日本人の世界観の問い合わせ。
  - 市民レベルの異文化交流と友情の発見。
  - これまでに形成されてきた諸偏見・文化・施策への反省、隠されてきた歴史とその記憶の掘り起こし。



## (2) 被差別者への共感に向けて

被差別当事者・家族・関係者の訴えや体験を聞くことは、被差別の痛みや感情にふれることをとおして、差別の不当性・非人間性を感情のレベルで学ぶことになる。さらに、自己との葛藤、自分史の振りかえりのなかから、自己を含む現実社会がこうした差別を存在させていることに気づいたり、また、日頃、疑問を持たずに慣習的にふるまってきた日常の行動や表現が、相手を傷つけることにつながることを知る。このように、ともすれば周囲の雰囲気や社会意識に無意識的に同調している生活の中の「共感」と、被差別者の訴えに接したときの「共感」に大きな違いがあることに気づくことが、自己の人間性を高めていくきっかけとなるのである。

- ①被差別体験や当事者・家族・関係者の訴えについて聞き取り活動をすすめる。
- ②生活体験と人権問題をつきあわせながら、自分の体験や自分史と重ね合わせ、差別の現実と自分との関係に気づくような手法を研究する。
- ③事実認識から出発し、豊かな感性や行動意欲を強めるような社会認識のとらえ方に至るコースを探る。
- ④被差別体験などの経験を、今後の啓発活動に生かしていくよう、記録の方法や再表現する技術、手法を研究・開拓する。

## 2. 差別をなくす道すじを考える

～ 人権を尊重する社会づくり

差別や人権侵害をなくしていく意欲や行動が生まれるために、被差別の実態や歴史を知ることと合わせて、人権を尊重する社会をつくっていくさまざまな取り組みの動きを知ることも大切である。市民活動や行政の取り組み、また差別事象が発生する身近な場としての地域社会・企業・職場・学校での取り組みなどを理解することで、社会をつくりかえていく道すじや見通し、確信をつかむことができる。さらに、身近な社会の仕組みと自分の生活や行動との関わりを見つめ、身のまわりの人間関係のなかで自分が差別の問題と関

わらずに済まそうとする気持ちや、排除しようとする感情を持った経験などを振りかえること、さらに、社会や集団がこれまであたりまえとしてきた価値観を見直していく問題意識を持つことの積み重ねをつうじて、人権意識をベースにした新しい人間関係をつくっていく意欲や行動が生みだされる。

#### (1) 諸差別を解消する道すじと展望を知る

人権侵害や諸差別を解消する行政の取り組みは、まず福祉、健康、教育などの対策業務、社会生活に参加していくための助言や相談・講習事業、また、差別解消を考え、活動していくとする各種市民活動を支援する情報提供や活動の場の提供が施策としてすすめられている。これまで、取り組んできた経過、今後の計画・方針・見通し、現行制度や法律の意義や限界など、さらに、市民活動の取り組みの情報がわかりやすく、整理されていることが大切である。

こうした対策と各種人権啓発活動が連携し、歩調を合わせてすすめられることによって、啓発活動が功を奏するのである。そのためにも、対策部門と啓発部門が、計画段階、実行段階などでたえず連携し、一体的な取り組みを進める総合的な体制が必要である。

- ①人権侵害や諸差別を解消する行政の施策・計画・方針・見通しなどの情報を提供する。
- ②差別問題への行政の対策・施策・制度に対する意見・議論などを整理し、今後の方向を探る研究や討論の活発化につとめる。
- ③現代社会における人権意識の高揚にむけたさまざまな活動・考え方・理論・研究の進捗を把握し紹介する。

#### (2) 人権尊重の社会づくりを身近な問題から考える

差別をなくし、人権が尊重される市民社会を築いていくためには、具体的な生活場面を通じて、さまざまな人びとがみずから有意思で、考え、行動していくことが大切である。しかし、現代社会の差別意識の実態や人権感覚の状況を見るとき、一人ひとりの個人的な努力がすぐには実っていかない現実がある。このため、「人権の大切さはわかったが、どう行動したらいいかわからない」といった意識や、あきらめがつきまとっている。このジレンマは、簡単に解けるもの

ではないが、軽視してはならない問題である。困難ではあるが、日常生活と社会の仕組みを身近なところでつなぐような人権感覚のあり方を考える試みを重ねることが大切である。他者に対する人権侵害の実態に接したときの心の動きを見つめ、自分自身の人権との関係、あるいは自分の人格形成や幸福追求の意識や関心、世間体や仲間内の習慣に対する自分の中の順応意識などと重ね合わせること、また、こうした積み重ねによって、講座や研修など集団での話し合いの中でも共有されるような取り組みや問題意識が大切である。

- ①さまざまな差別が発生する結婚・就職・住宅入居など身近な社会の仕組みの実態・背景・問題点を把握、整理し、資料にする。
- ②身近な問題や地方史、地域史をとおして地域社会の仕組みを考える。
- ③諸差別の共通点と差異を考えてみることをつうじて、両方の特質が良く理解できるような啓発教材を作成する。  
○現代社会のなかで、差別が二重三重に錯綜して存在している実態やしくみの理解をとおして、人権問題を考える。

### 3. ともに生きる豊かな感覚を求める

～ 違いを認め合う感性を育てる

国際化時代といわれる今日、さまざまな情報と人の交流が進む中で、わが国の地域社会の人権感覚が問われるようになってきている。さらに、これまでの社会が、違うものに対してとってきた排他的な差別観、あるいは、同じものどうしという思いこみによって個々の違いを大切にせず、同調行動を強制してきた精神風土が、国際的な批判の目で見られるようになってきた。また、外国人との付き合いをとおして「一人ひとりがみんな違う、自分は他者と違う」また、「違うものの中に同じものがあり、同じものの中に違いがある」といった感覚を体験しつつある。こうした感覚は、これまでにも、人権や反差別に取り組む活動、とりわけ障害者と健常者が共同で生き、活動する過程で語りあわれてきたことである。人権啓発活動は、こうした感覚を大切に深めていかねばならない。

### (1) 地球時代の人権感覚を求めて

「人権擁護は国際的な流れ」といわれる時代に入っているが、人権の国際ルールがどのようにしてつくられ、どのような問題や課題をもっているかについては、国際法や国家間の条約、国内法の整備の問題など一地方自治体だけでは考えつかせないほど領域は広く、深い。しかし、断片的にせよ私たちが接する世界の人権尊重の動きは、数多くの示唆や実践的な課題を私たち日本人に提示してきた。世界人権宣言や、国際的なさまざまな人権に関する「宣言」、「行動計画」、ADA（アメリカ障害者法）などに盛りこまれた人権の理念、諸外国の人権問題の取り組みを学ぶことは、わが国で人権問題に取り組む多くの人たちを勇気づけてきている。特に、人権感覚にかかわって言えば、日本人の集団行動などの際に見られる特有の考え方の傾向・習慣に対する疑問、さらには、「それらをどんな社会体験の中で身につけてきたのか」といった自問など、私たち自身と社会のあり方や文化風土といったものに対する問いかけが次々と生まれてきている。正面からこれらの問いかけを豊中の地で語り合っていくことこそ、地球時代の人権感覚を求める私たちの第一歩であろう。

①世界人権宣言、国際的各種人権「宣言」・「行動計画」・「条約」などの情報を提供する。

②子どもの権利条約・ADA（アメリカ障害者法）の背景や意義、具体的な取り組みなどを紹介する。

③国境を越える人間的要求、諸外国の人権問題の取り組み、最近の歴史家の論争などの全体的な動向を概略的に認識できる情報を提供する。

### (2) ともに生きる豊かな関係づくり

人権啓発は、被差別の実態を知り、差別をなくしていく道すじを考えていく営みであるが、その過程とあわせ、生活する人びとがお互いにどのような関係を築いていくのか、という課題を啓発活動の中で求めていくことが大切である。こうした問いかけが欠けた場合、差別問題を多様な角度から生き生きと語り合う啓発の場が、「啓発するもの」と「されるもの」といった関係の固定化に陥りやすいか

らである。啓発の場での関係が持続して、日常の生活の場に波及していくようなきっかけを大切にしていきたい。そして、新しい人間関係のイメージや人間像、男女像、生活像について話し合ったり、また、さまざまな人びとが心を開きあい、互いに受容し合う人間関係や信頼関係を相互の努力でつくっていかなければならない。

- ①新しい人間像・男女像・生活像の追求を、啓発活動のプログラムによりこんでいく。
- ②「助け合い支えあい生きる・自分の意思で生きる・共生の中でより豊かになる」といった自立のイメージを相互に深め合うような、話し合いを追求する。
- ③多様な世代の多様な人びとが心を開きあい、互いに受容し合う関係づくり・互いに尊重しあえる関係づくりをめざす活動の場をつくる。
- ④専門家・生活者の組み合わせ、ワークショップ・フォーラムなど集まり方を工夫し、多様な体験者の交流が可能となるよう努力する。



---

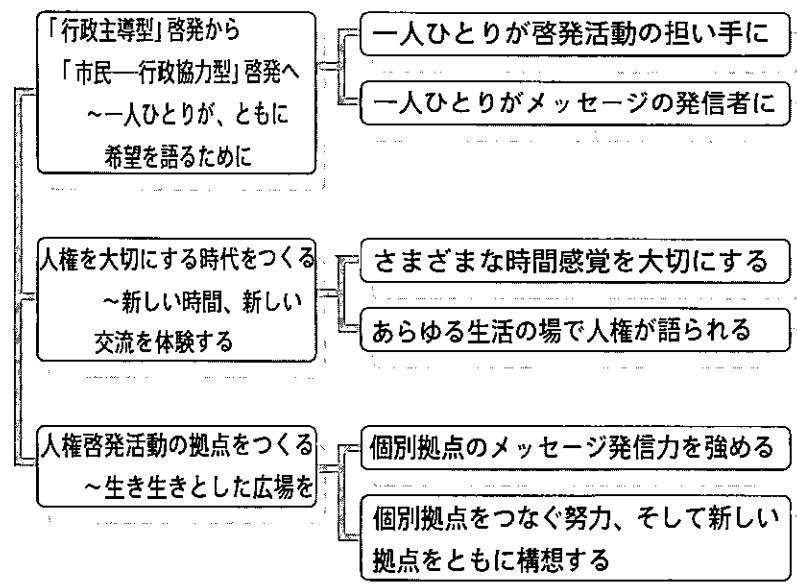
## 第2節

### 第3章

人権啓発活動の方向と体系

① ともに生きる社会をめざす啓発活動  
—ともに生き、ともに学び、ともに変わること

「差別の現実に学び」「差別をなくす道すじを考え」「ともに生きる豊かな感覚を求める」ことをめざすこれからの人権啓発活動は、その内容、方法をより充実させ、魅力あるものにするために、現在の取り組みのスタイル、イメージを見直し、身近で、親しみやすいものに改善していく必要がある。そして、個別の人権問題の解決をめざすこととあわせて、啓発活動の中で送り手、受け手の固定的な関係をかえていくような啓発スタイルに転換し、さらに、くらしの中で共有している知識や、感情、関心ごとの中にテーマを発見していく努力の積み重ねが、身近で実践的な啓発関係をつくっていくにちがいない。このように新しい啓発活動は、地域とともに考え行動する関係づくりをめざすものである。したがって、活動の場では、市民一人ひとりがいま生きている生活の場に問いかけていく機会となることを大切にしていくことが重要である。



### 1. 「行政主導型」啓発から「市民—行政協力型」啓発へ ～一人ひとりが、ともに希望を語るために

地方自治体の業務は、憲法とその精神にもとづいておこなわれるべきことはいうまでもないが、ひろく人権問題の課題は現行の法・制度で対応できるとは限らない。現在の人権啓発活動が形づくられてきたこの20年ほどの経過を振りかえってみると、人権を侵されてきた人びとの要求を行政や教育・啓発にかかわる諸機関が受けとめ、それまでの法の規定や運用、行政施策をあらためたり、あるいは、社会意識の状況にあわせた教育・啓発の取り組みがすすめられてき

た。行政がおこなう啓発活動は、このような理由で行政主導型ですすめられてきたという側面をもっている。そして、これまでの取り組みの蓄積や教訓の数々が、この基本方針に盛り込まれ、「行政主導型の啓発」から「市民—行政協力型の啓発」へという方向づけを提起している。しかし、この方向は決して新しいものではなく、このような考え方にもとづく実践が積み重ねられてきたからこそ、現在の当市の人権啓発活動があるといってもよい。

したがって、いま、「市民—行政協力型」ですすめる啓発活動に対する「行政の責任と役割」をあらためて明確にしていくことがいま問われているのである。

#### (1) 一人ひとりが啓発活動の担い手に

これまでの人権啓発活動の中でも、「市民一人ひとりが力を合わせ」とか、「一人ひとりの人権意識の確立」などを大切にしてきた。このように語られてきた合い言葉を、本方針の精神から見つめると、人権問題に「一人」の市民が向き合うプロセス、言い換えれば、この「一人」の市民が自らの意志と意欲をもつプロセスをもっと大切にしよう、ということになっていく。とはいって、多くの「一人」の市民は人権啓発活動にふれながら、いざ実行しようとするときにぶつかる課題の大きさに、その正しさを理解しつつも「あきらめ」や無力感を抱くこともあるだろう。差別意識の根深さに気づき、「あきらめ」ずに取り組みを担ってきた人たちも、「あきらめ」たかに見える人たちも、気持を新たにして、ともに生きるこの社会で希望を語り合える場をこそ、いま、つくり出していかねばならないのである。

- ①障害者との共同行動型イベントなどをとおして、共感と想像力を培い、まちづくりへのかかわりにつなぐ取り組みをすすめる。
- ②企画段階からの市民参加など協働型参加を促進する。
- ③立場の異なる多様な市民が参加し、考え方や表現が交流できるよう創意工夫をこらした研究集会、文化祭などを開催する。
- ④話し合いと講義方式のサンドイッチシステムなど対話型啓発を促進する。
- ⑤市民の自主的な活動グループや団体との協力・連携をはかり、情報交換をすすめる。
- ⑥各種啓発活動の参加者の意見や評価をコミュ

ニケーションカードなどをつうじて集め、参加者間の交流や主催者側のまとめに反映する。

#### (2) 一人ひとりがメッセージの発信者に

一人ひとりの市民が、啓発の場で、被差別者の生活実態や生きる思いにふれ、自分の生活経験を振りかえりながら、自己発見や他者発見を重ね、地域でともに生きることや相互に人として認めあう関係の大切さを学び、そのことが豊かに生きることの喜びにつながっていくよう、啓発活動のスタイルを改善していかねばならない。そのためには、参加者のそれぞれの主体的表現を大切にした意見交換や、生活体験と重ね合わせるプログラムづくり、文章表現をはじめ、絵画、写真、音楽、演劇など文化活動との組み合わせなどさまざまな表現手段の工夫により、啓発活動の参加者一人ひとりがメッセージの発信者になっていくことが大切である。

- ①被差別体験と市民の中にある社会体験を重ね合わせ、相互の思いを交流するため、さまざまな体験を表現する努力や工夫をおこない、自己表現＝問題提起型の啓発をすすめる。
- ②「よりよい人生、よりよい関係づくり」をめざす市民参加演劇のほか、討論、文章表現、絵画、写真、音楽など、文化活動促進型啓発の分野をひろげる。
- ③被差別者や、啓発参加者がそれぞれの自分史を語ることをつうじて、人権感覚の深化と自己変革のプロセスが具体的な人物像をとおして理解できるようなプログラムを研究する。
- ④ともに人権を語り、行動する場としての「地域」を重視し、日常の地域生活のなかにみられる身近な人権課題を自己表現のきっかけにする。

### 2. 人権を大切にする時代をつくる

～新しい時間、新しい交流を体験する

人権尊重の諸活動には、現代社会の中であたりまえとされてきた

さまざまなことがらを見直す多様で新鮮なイメージやビジョンが求められている。今日、同和地区内外の市民の共同と交流のあり方の問題、在日韓国・朝鮮人に対する民族間・国家間の問題、女性と男性の固定的役割分業克服の問題、障害者と健常者の共生のあり方の問題等々の取り組みの中に、いわば「人権」を軸として、新しい時代を感じさせ地域社会に新しい活力を与えるような視点が創出されつつある。今後、こうした視点をさらに深め、日常のくらしに浸透し、市民が新鮮な体験を通じて、これまであたりまえと信じてきた日常生活観や地域での生活観を振りかえることができる斬新な感覚を獲得できる啓発していくことが大切である。

#### (1) さまざまな時間感覚を大切にする

人権感覚豊かな人間関係づくりは、時間をかけてじっくりと取り組むことが必要である。障害者と健常者が語り合い、行動するときに健常者が障害者のペースに合わせることが大切であるように、自分の時間感覚と違う人やグループに自分の時間感覚を押しつけないことを、日常生活のさまざまな場面で大切に考えたい。「能率」本位ですすみがちな現代社会にあって、「ゆとり」の大切さが叫ばれ始めているが、人権を考える場でのさまざまな人びとの出会いが、ゆったりとした時間の流れを生きる喜びを体験したり、これまで忘れていた時間を呼び覚まされたりする機会を提供してくれるにちがいない。

- ①行動スタイルの違うグループの共同作業によって、違う生活体験や違う時間感覚をもつ多様な人びとの絡み合いを演出し、日常のくらしを振りかえる新しい体験をつくる。
- ②感想を述べ合う時間のゆとりをつくり、理解や共感を深めるために必要な時間を十分にとる。
- ③幼児期、児童・生徒期、青年期、成人期に応じて、固定的でない多様な生き方にについて学習と実践を深める。
- ④世代間の交流をはかり、時代認識・経験談・世界観の交流をすすめる。
- ⑤「ゆとり」時代を人権感覚でとらえ、労働時間と家庭・地域生活活動を考える。

## (2) あらゆる生活の場で人権が語られる

地域、職場、学校、家庭など日常生活の場は、差別意識が生まれる場であるとともに差別意識を克服していく場でもある。こうした生活のあらゆる場で、人権課題が語り合われ、日常生活の場を再発見していくために、親しみやすい話題として、創意や工夫を加えた啓発課題が準備され、提供されていくことが大切である。これらの生活の場は、地域と学校、職場と地域、学校と保護者などというようにつながっている。たとえば、子どもをめぐる教育、友達、いじめなど、日常生活を問い合わせ共通のテーマや内容を、それぞれの場で考えていくことによってくらしと人権課題との結びつきを再発見したり、深められて、人権感覚が備わっていくに違いない。

- ①「ノーマライゼーション」（たとえば、障害者と健常者がともに生きる社会である）の考え方をあらゆる生活の場に展開する。
- ②「介助講座」など障害者の思いを聞き、介助方法を学ぶ。
- ③ 学校教育、保育所、幼稚園などと連携した啓発を促進するため、保護者対象の啓発や親子参加のイベントをすすめる。
- ④地域、職場、学校、家庭など、日常生活をテーマにしたくらしを問い合わせ内容の啓発資料を提供する。
- ⑤就職に関する差別、結婚とは何か、「世間体」とは何か、プライバシー保護とは何かなど、社会生活を問い合わせ内容をテーマにした啓発資料を提供する。
- ⑥「出前講座」など企業への啓発を推進する。

### 3. 人権啓発活動の拠点をつくる

～生き生きとした広場を

解放会館で同和問題の啓発活動がすすめられ、また、婦人会館で女性問題の啓発活動が取り組まれたり、社会教育施設で人権諸課題に対する啓発活動が取り組まれるなど人権啓発活動の拠点は、これまでそれぞれの事業に取り組みつつ、一方で、人権月間などにみ

られるような協調した展開があった。今後、あらゆる生活の場で人権問題が語られていくためには、市民のだれもが住んでいる近くの文化施設などで人権啓発活動にふれることができるようになることが大切である。そのためには、それぞれの啓発活動拠点が持っている独自の課題の情報を再点検し、個別拠点が発信するメッセージに磨きをかける努力、さらに、他の拠点から得たメッセージを収集・整理し、利用者の期待に応えていくよう努めなければならない。このような努力が、各施設での多様な人びとの出入り、交流による魅力的な広場づくりにつながるのである。

#### (1) 個別拠点のメッセージ発信力を強める

人権啓発関係部局や各施設の持つ啓発情報の充実をはかり、メッセージの発信力を強化する。特に市民が身近なところで啓発情報にふれるができるよう各施設の利用方法の改善や個別拠点の目的や特徴のアピールに努める。そして、それぞれの施設が備える啓発媒体の充実をはかり、さらには施設利用者が他施設の取り組みを知ることができるような機能も整備する。

施設運営については、気軽に出入りできる工夫、利用者の具体的な声や関心に柔軟にこたえる雰囲気づくりにも努めていくことが大切である。

##### ①人権関係施設では、事業の意義・目的・特色

- ・利用案内などの紹介を充実し、施設利用者に他の分野の取り組みも知ってもらい、また施設周辺居住者が気軽に来られるような雰囲気づくりや保育室などの充実につとめる。

##### ②施設利用者・行事参加者の声を日常会話・話し合い・アンケートなどを通じて集約し、現状の問題や課題の発見に努める。

##### ③きめ細かな相談、緊急時の支援方策の検討など利用者の信頼を得るサービス機能を高める。

##### ④資料、文字・映像情報コーナー、図書・文庫などの充実し、講演会・学習会・イベントの記録やまとめなど情報の整理とストックの充実をはかり、情報の提供をしていく。展示パネル・コーナー・施設・装置の充実につとめる。

##### ⑤各種ボランティア活動などができるコミュニティー活動機能の充実をはかるため、既成の使用目的を見直し、可能な限り柔軟に運用し



ていく。

- ⑥各種の行政課題や生活課題の啓発（広報紙などの情報提供、各種講座、講演会など）に人権課題を位置づけていく。
- ⑦演劇、映画、コンサートなどができるホールや施設の充実をはかる。

#### (2) 個別拠点をつなぐ努力、そして新しい拠点とともに構想する

市民一行政協力型啓発活動が、個別課題を深めるとともに、さらに他の課題と重ねあわされていくためには、個別拠点がもつ課題と関連する他の事業や施設の動きを知り、相互交流や情報交換を促進する課題を見つけていく営みが大切である。

また、多様な市民が出会い、その潜在的なエネルギーを人権擁護や差別をなくしていく意欲や活動に結びつけていけるよう、参加者がプランづくりに加わり、新しい施設づくりをともに構想し追求することが大切である。

- ①施設を利用する人びとに、他の施設の動きや事業も紹介する機能の充実をはかり、利用者間の交流を活発にする行事を企画し、そのために利用者の関心やニーズの把握をおこなう。
- ②施設間をむすんでいく共通課題、共同の取り組みを考え、情報を交換し、ネットワークをつくるための調査・研究をすすめる。
- ③研修、交流、報告会などの機会をより多くつくるため、人権問題、福祉問題、コミュニティ問題について地域での各種団体のヨコの連絡、交流の機会を活用したり、新たな交流の場をつくっていく。
- ④演劇、音楽の取り組みを別のグループが写真やビデオで表現する、逆に写真やビデオで表現された日常生活を演劇や音楽で表現する、こうした相互交流の文化活動が可能となるような施設を検討する。
- ⑤出会いのサロン、交流のスポットを拡大し、市民の手による文化づくりを促進する。

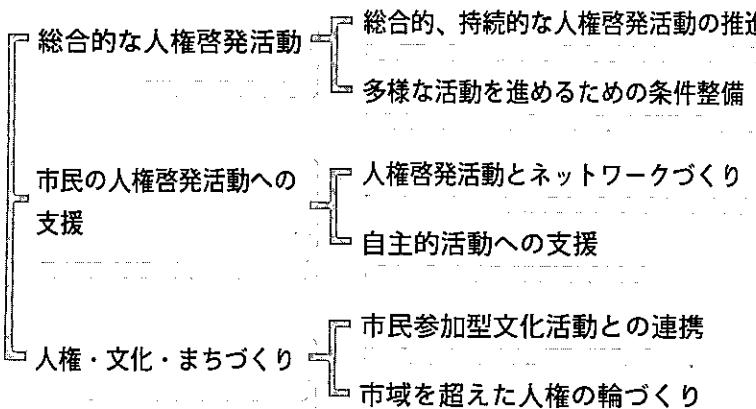


## 第3節

### ○人権啓発を進める行政の役割

人権啓発活動が、地域、学校、職場などあらゆる場所でいきいきと展開されていくために、行政が果たしていくべき役割は限りなく大きい。本方針が大切にする「市民が主体、行政は支援」「対策と啓発の一体化」という視点は、人権啓発活動をつうじてさまざまな市民を行政の政策決定や社会の意思決定の場への「参画」につなぐものである。こうした方向を誠実に実行していくための行政の課題は、さまざまな部局が総合的で持続的な人権啓発活動をすすめるための推進体制の確立、市民の諸人権啓発活動への支援とネットワークづくり、そして、「人権・文化・まちづくり」という、新しく豊かな明日の豊中市を展望した行政スタイルの追求などであるが、全体として人権行政でなければならないことをふまえ、積極的な役割が求められている。

そのためには、行政の企画・管理部門において、対策と啓発を一體的、総合的な施策として統合し、①調査研究・課題発見、②方針策定、③施策の企画・立案、④進行管理を総合調整する指揮的推進機能が整備されなければならない。現実的には、すくなくとも当面、人権啓発の分野から着手の努力を開始する必要がある。



## 1. 総合的な人権啓発活動

市が人権啓発活動を全庁的な取り組みとしてすすめていくに際して、計画的・持続的な推進につとめなければならない。全部局が担当業務について人権行政の視点をたえず導入すること、諸差別に対する対策や事業を担当する部局と啓発活動を担当する部局が連携することが大切であり、また新たな人権の総合的な考え方を生み出す努力が必要である。

### (1) 総合的、持続的な人権啓発活動の推進

市ではすでに、総合的な人権啓発活動をすすめるための連絡調整組織として人権啓発推進会議を設置している。本方針を具体化し、実行していくために、この推進会議を核とした全庁的推進方策の確立が必要である。その際、総合的な調整機能の強化と整備がはかられるべきであり、人権啓発活動の全般を見わたして整合性をはかっていく指揮的推進機能、また、各分野や施設の事業間の調整とバランスのとれた進行管理をすすめる総合的な管理機能、各領域の中・長期計画や人権啓発全体と個別部門の計画についての優先順位や実施を決定する総合的な企画機能などについて点検し、本方針の実行にかかる関係庁内組織の協力と分担のあり方について明確にしていくべきであろう。そして、こうした活動を担う職員の人権感覚を高めるための人権に関する研修体制の充実をはからなければならぬ。

- ①「人権啓発基本方針」にもとづく施策目標の明確化をすすめるとともに、行政内部の協力体制を整備し、連絡調整機関の方針・計画と各部門別計画の推進要領や計画等の整合性をはかる。
- ②方針具体化にあたり、目的の明確化、具体的な方策・手段・手続き、対象・範囲等の確定、進行管理・運営体制の確定と持続的な点検、中間評価、事後評価、新しい目標の設定、そして実践、反省と計画・展望づくりという過程を大切にする。
- ③答申や各種報告書を活用し、福祉、消費、健康、教育など各行政分野と人権課題をつなぎ、これらをテーマにしたシンポジウムを開催する。
- ④同和問題職員研修推進会議と連携して、人権啓発活動の充実にむけた総合的な職員研修体制を確立する。特に啓発担当者には、自己の人権意識の問題として、また市民への人権意識の普及という独自性をふまえた専門的研修カリキュラムを設定する。
- ⑤講演方式だけでなくグループ学習、読書会、演劇、パネルディスカッションなど多様な職

- 員研修の方法を工夫する。
- ⑥ヨコ割り合同型研修、体験学習、各セクションの報告書・答申書などを教材化するよう工夫する。
- ⑦憲法・非核平和・人権月間行事の連携、各種イベント、共同の取り組みを調整し、年間行事を計画的に実施する。

## (2) 多様な活動を進めるための条件整備

人権啓発活動をさまざまな形ですすめていくためには、それを担う指導者(リーダー)の育成と多様な領域からの発掘、新鮮なプログラムの研究と創造、印刷媒体だけでなく視聴覚にも訴える媒体の活用など、活動を豊かにするためのさまざまな条件整備が必要である。

- ①指導者(リーダー)を育成し、小集団での討論・意見交換をはかり、活発な議論を生む自由な雰囲気づくりやリーダー間のヨコのつながりをすすめ、多様な層から研修担当者や講師団を見つけ出す。(マスコミ関係、写真家、ジャーナリスト、作家など)
- ②多様なプログラムや講座プラス話合いや文集などを工夫し、「入門段階」から「指導者養成」のコースまで、学習歴にあわせたカリキュラム内容や方法を積極的にとりいれる。
- ③全市民へいっせいに情報提供するために、さまざまなメディアを効果的に利用する一方、広報誌、人権啓発総合誌、その他の情報誌を常置できる場所を確保し、社会教育・学校教育・職場研修等さまざまな場でも活用をはかる。
- ④人権と文化とまちづくりを考える情報誌、各領域の専門啓発誌の発行につとめる。
- ⑤視覚に訴えるもの(広報誌、パンフレット、テキスト、ポスターなどの印刷媒体や展示物など)、聴覚に訴えるもの(ラジオ、レコード、録音テープなど)、視聴覚同時に訴えるもの(映画、スライド、ビデオなど)等を効果的に組み合わせる。

⑥教材内容は問い合わせや対話を多くし、さし絵やイラスト、デザインなどで親しみやすいものにする。童話・絵本・作文・ビデオ・写真・演劇などのコンクールやフェスティバルなど豊富な啓発手段を開発する。

⑦日頃参加できない人たちや学習機会から遠かった人たちが気軽に利用できるように講座開設時間やプログラムの工夫をはかる。

## 2. 市民の人権啓発活動への支援

市民の諸人権啓発活動への積極的な参加を促進するためには、身近なところで、身のまわりの話題から、一人ひとりの問題として考えていくことを支援するしくみが必要である。そのためには、日常的な問題を常に把握するしくみや、自分の問題として取り組みをつづけてきた自主的な活動グループとの連携、ネットワークづくりなど、市民がこの活動に対して他の市民や行政とともに信頼して取りくめるようなシステムづくりが大切である。

### (1) 人権啓発活動とネットワークづくり

人権啓発活動が今後、地域社会に根づいていくためには、市民の自主的な活動がかかせない。同和問題、女性問題、障害者問題、在日韓国・朝鮮人問題など、人権尊重の地域社会づくりをうったえる市民が、各々のもつ課題のちがいを認め合いながら、情報交換や協働をすすめるネットワークづくりは、それらの取り組みをすすめる人びとをいっそう力づけるものとなるにちがいない。

こうした課題の違いや年齢、性別、職種などの違いを大切にしながら、ともに取り組む活動に対して、行政としての支援や協力方法について推進方策の検討をすすめる必要がある。

①市民の自主的な人権擁護活動グループと各人権課題の担当セクションの意見交換をつうじて、ネットワークづくりの方向を研究する。

②自主的な市民活動グループが情報交換や活動の交流ができるような情報誌をつくり、ネットワークづくりを支援する。

③市民と直接接する窓口や相談活動において、

人権侵害の事例や動向を的確に把握し、市としての対応方策を検討するとともに、人権擁護のネットワークづくりに反映させていくための支援、手法の検討をすすめる。

## (2) 自主的活動への支援

一人ひとりの市民が、被差別の現実に学んだり、ともに生きる社会づくりを考える多様な自主的活動に参加できるよう、支援方策など条件整備をはかる。

- ①「豊中人権協」活動との連携を深め、人権問題と市民生活のつながりを身近に理解できるような機会づくりをすすめる。
- ②自主学習・研究・活動グループの交流会の場や報告会の場づくり等の支援、器材の提供をはかる。
- ③自主的グループづくり、グループ間の相互協力などを援助する情報提供をすすめ、講師や助言者を紹介する。

## 3. 人権・文化・まちづくり

これからの人権啓発活動は、差別の解消をはかる人権尊重の活動を中心とし、一人ひとりの市民の自己表現と交流を大切にする文化をつくりだしていく視点、さらには、市民がともに人間らしい生き方を求めるような「ともに生き、ともに学び、ともに変わる」地域社会づくりという視点ですすめられることが大切である。こうした立場で、これまでの活動を振りかえるとともに、新しい活動の大きなひろがりを展望し、市民参加型文化活動との連携、行政の文化化の促進、生涯学習の具体的推進、行政の各部門の支援方策の充実などの総合的推進をはかっていかなければならない。

### (1) 市民参加型文化活動との連携

新たな人権啓発活動は、市民のさまざまな自主的表現活動や、市民参加型文化活動との支援や連携を重視するものでなければならぬ。この基本的な観点は、人権啓発を担う各領域の部局のみならず、ひろく日常市民と接する各部局においても大切にされなければならない。

ない。

一方、行政や市民生活を取りまく文化環境の変化のなかで、「一人ひとりの市民が文化的存在」という立場から、行政の施策スタイルなどの見直しをすすめる「行政の文化化」が課題となっている。また、時代の要請でもある生涯学習の推進についても、市民一人ひとりの自己実現が課題となっているなど、本方針の観点と軌を一にする諸政策領域がある。したがって、本方針の具体化や活動の推進に際しては、関係部局との間で、この観点について相互に課題や施策の推進を重ね合わせていく連携や協力が必要である。

- ①行政の文化化の取り組みの中に、人権尊重、人間を解放する文化の創造を位置づける。
- ②系統的な長期講座を整備し、学習を地域社会に還元していく道すじ（行政参加のルート、地域活動参加への水路づけなど）を考え、学習を具体的なくらしづくりにつなげる。
- ③新しい市民参加型文化活動を研究し、先導的取り組みを可能にするしくみや拠点、制度づくりを検討する。

## (2) 市域を越えた人権の輪づくり

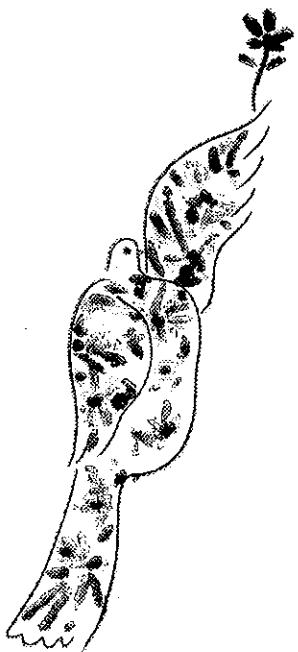
地球時代の人権感覚を求める人権啓発活動がさらに発展していくためには、豊中だけでなく近隣自治体をはじめ、全国的な視野で人権問題や文化活動の動向をとらえ、先進的な活動に学ぶとともに、交流や共同の取り組みの推進をはかっていくことが大切である。

人権尊重を求める市民活動や研究機関と連携し、豊中を超えた人権の輪づくりを常に展望した取り組みをすすめる。

- ①近隣自治体や全国レベルの人権啓発活動の動きに関する情報収集や研究・交流を推進する。
- ②国際的な人権擁護活動との連携をめざす国際交流活動のあり方を検討する。
- ③人権啓発を研究している専門家、大学の研究機関などとの協力をはかる。

# 第4章

施策・対策と啓発の  
一体的推進をめざして





## (はじめに)

これまでの豊中市の人権啓発は、同和問題の啓発がその積み重ねや経験の豊富さにおいて他の領域をリードしてきた。

人権問題は抽象的な問題ではなく、それぞれの領域の人権問題をみれば明らかなように、市民の暮らしにかかわる具体的な差別や人権侵害として存在している問題である。

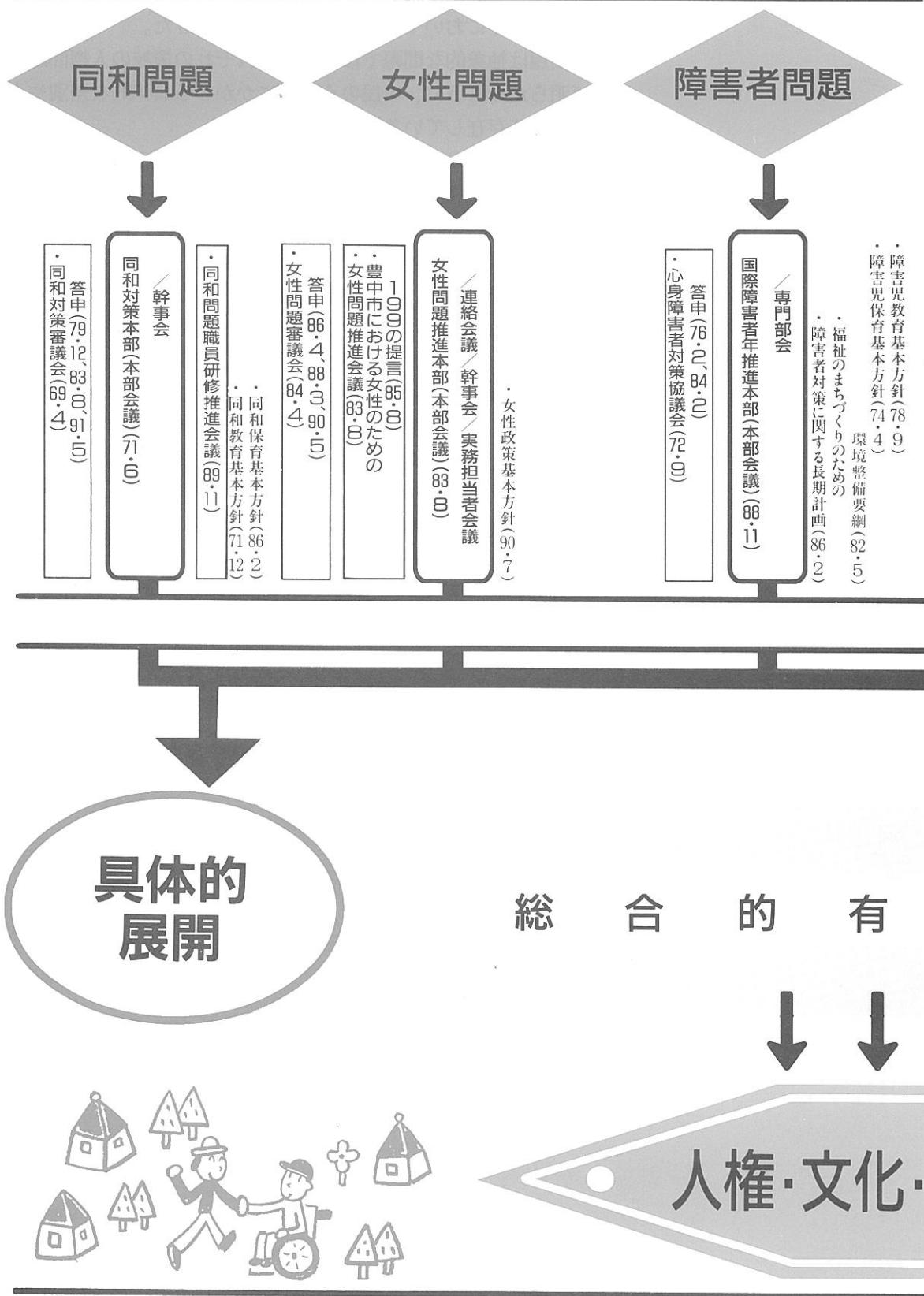
それぞれの領域の人権問題を解決していく取り組みを深めるとともに、その成果を高めるためにも総合的な観点からの人権啓発の進展が求められている。

市は、同和問題については「同和対策本部」、女性問題については「女性問題推進本部」、障害者問題については「国際障害者年推進本部」を設置し、それぞれの施策や対策の推進を全庁の課題として位置づけた。また、新たに設置された「国際交流推進会議」においては、在日韓国・朝鮮人問題を国際化の重要な課題として位置づけた。そして、各課題啓発の実効を高め、人権啓発として総合的な推進をはかるため、「人権啓発推進会議」を設け、取り組みをすすめてきた。

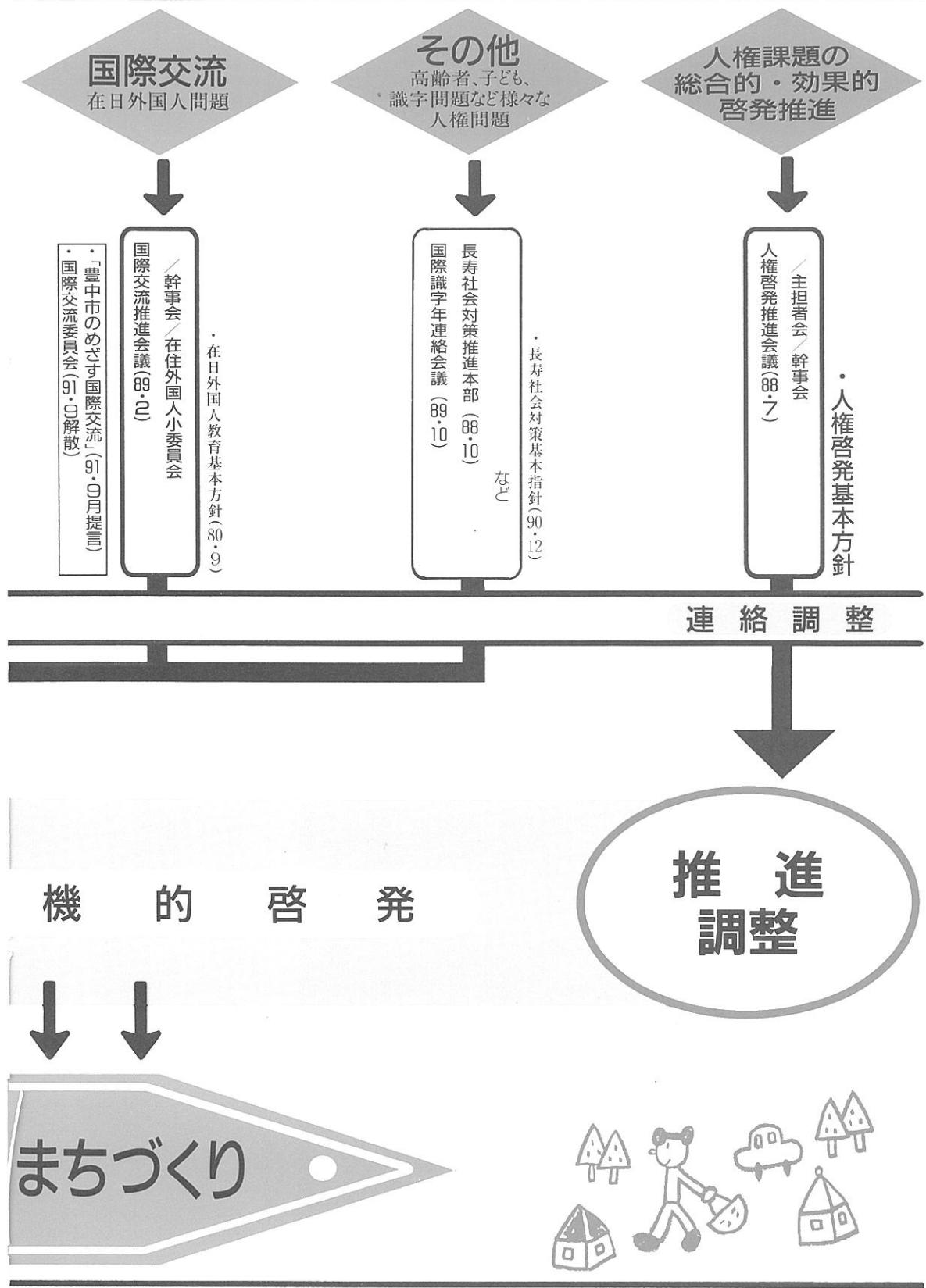
各領域の人権問題の解決は、それ自体が総合的にすすめられなければならない課題であり、その啓発は施策・対策の基本方向や体系と不可分のものである。

この基本方針は、これまでの各領域の施策や対策、啓発の実態をふまえ、新しい啓発の方向を打ち出そうとしたものであるが、各領域とも今後の施策や対策と啓発の一体的推進に努め、また相互の成果に学びながら、さらに補強され、改善され、充実されねばならない。

# 人権啓発活動の



## 展開フロー図



---

## 第1節

### 第4章

施策・対策と啓発の一体的推進をめざして

## ◎ 同和問題と啓発の課題

## 1. 基本的な課題

昭和40年（1965年）の国の同和対策審議会答申後、当市も昭和44年（1969年）に同和対策審議会を設置し、同年の同和対策事業特別措置法の施行とあいまって同和事業の積極的推進を開始した。さらに、昭和45年（1970年）の豊中市人権教育推進委員協議会の結成、昭和46年（1971年）の豊中市同和教育基本方針の策定、昭和53年（1978年）の豊中同和問題企業連絡会の結成などを経て、同和問題についての啓発活動が本格化してきた。このように、他の人権領域に比べ早くから取り組まれた経緯から、同和問題啓発は人権啓発全般の先導的役割を果たし、またその方法や内容においても先進的な経験を重ねてきた。

しかし一方で、同和問題啓発の成果については、さまざまな問題点が指摘されていることも事実である。すなわち、もっとも早くから取り組んできたにもかかわらず今日においても依然として差別落書事件が頻発し、結婚差別等の部落差別事象は後を絶たない。そのため、これまでの同和問題啓発に対しては、ほんとうに市民の心に差別の不当性を訴え、差別を否定する意識形成に役立ってきたのかという疑問がもたれ、また厳しく批判されている。

これらの指摘や批判を真摯に受け止め、教訓としながら、同和問題の解決に不可欠な啓発の内容や方法を根底から再構築することが要請されている。このことは、同和問題だけではなくさまざまな人権課題において一層効果的な啓発を進めるためにも重要な課題となる。

### （1）同和対策事業と啓発

同和問題についての受けとめ方は、国の同和対策審議会答申以後、とくに同和対策事業の進展につれ変化してきた。

国の同和対策審議会答申は、部落差別を「実態的差別」と「心理的差別」に分け、これらが相互に作用しあって差別を再生産する悪循環をくりかえしているとした。この指摘は、当時の同和地区を直接的に対象とした同和対策事業と国民に対する啓発の必要性についての関係を明快にしめしている。

当市では、同和対策事業特別措置法以後、環境改善のための長期計画を策定し、解放会館、住宅、公園・児童遊園、道路など地区施設の整備をすすめてきた。

その結果、環境面ではかっての劣悪な実態は大きく改善され、差別意識の土壌の一つになる地区の外見的、物的な要素を除去するうえで大きな成果をあげた。また同和地区住民の福祉・保健、労働、

教育等経済的、社会的、文化的生活基盤の強化と向上を目的とする施策を、多岐にわたる個人対策事業や解放会館を拠点とした相談・指導事業等により実施している。その生活実態については教育・就労等、なお多くの課題をかかえているが、地区住民の自主的努力もあって、一定の改善をはかることができた。

長年にわたる部落差別の歴史をふりかえるとき、このような生活環境や実態面での改善は画期的なことである。しかし「実態的差別」を解消するための事業の進行は「心理的差別」にどう影響し、変化をもたらしたのであろうか。地区の住環境を基本とする「実態的差別」の改善と、「心理的差別」に類する偏見や差別意識の解消の間には時間的ずれがあり、同時並行的にめだった変化を期待することはできないにしても、同和対策事業特別措置法施行後20年以上を経て、試行錯誤をしながら、さまざまな啓発事業を実施してきている。にもかかわらず、啓発の効果について今日においても確かな手応えがえられないのはなぜかという問題意識が、同和問題についての啓発のあり方を再考し、新たな展開が求められている根拠である。

豊中市同和対策審議会は平成3年（1991年）5月答申において、「同和行政推進の基本的態度」として『特に今日的課題として、同和問題の解決が行政の責務であるとともに国民的課題であるとの認識に立って、市民や企業に対する啓発事業や、社会同和教育を重視する必要がある。また、その実施にあたっては、部落差別を撤廃するという目的のもとに、広範な市民の参加と対話がなされる場を積極的に設定し、市民が共感を持って同和問題の解決を指向する意識が形成されるよう、啓発の媒体、手法、内容等、事業や活動の改善・充実につとめるなどの条件整備を積極的にはかることが必要である。』と指摘した。また「結語」でも『同和対策事業は部落差別を解消するための事業である。それは同和地区住民が個人として人格を尊重され教育や就労の機会均等が保障されたなかで、自らの生き方を自由に選択し自立を実現するための社会的条件の整備であり、同時に、社会に残る部落差別意識のあやまりをただし、差別意識をうらづける根拠そのものを解消するとりくみである。』とあらためて強調した。

ところで、このような「心理的差別」解消は、市民の日常の生活意識や生活スタイルの問い合わせしと深く関係している。例えば、日頃は近代的な感覚や個人主義的な意識で行動していると思っていても、自分自身や身内の結婚問題になると、いわゆる家柄や血縁関係にこだわる意識が頭をもたげてくる。それは「釣書」という名の紹介状や「家」中心の結婚式にも投影されており、単なる形式として片づけられない問題をはらんでいる。

## (2) 日常生活と同和問題の距離

「同和問題（部落問題）とは何か」という問い合わせにしばり答えることは容易ではないが、啓発のあり方や方向づけを検討する上でこの問いは重要である。

啓発を推進する立場から定義的に表現すれば、『同和地区（被差別部落）とは、近世の賤民身分が差別政策の一環として居住を強いられた地域であったという歴史性をもち、近代以後今日にいたっても、その近隣から、ひいては社会全体から、差別的にみられること（賤視、蔑視）の対象になっている地域である。そして、人に対する行為として、同和地区の居住者または出身者であることや何らかの血縁的つながりがあることを口実に、就職、結婚、交際等で差別を生じる現実が部落差別である。』ということができる。

ところで、同和問題はともすれば同和地区（住民）だけの問題として限定的にとらえられがちである。しかし実際には、同和地区以外——同和地区をとりまく日本社会のあり方が問われているのである。日本社会の構造的な問題であると認識することによって、国の同和対策審議会答申が指摘した「いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」ことの意味が理解できる。

同和対策事業や同和教育をすすめる上では「部落差別の現実に学ぶ」ことが大切である。ここでいう「差別の現実」は、同和地区の生活実態に現れる「被差別の現実」と同じ意味で理解されることが多い。しかし「差別の現実」とは、「被差別の現実」をもたらす一切の諸状況——すなわち差別的な見方（賤視）、さまざまあらわれ方をする差別事象など、部落差別を抱えた社会の諸状況そのものをさすと理解すべきである。

その意味で「差別の現実」から遠く離れた地域は存在しないといえる。啓発で「被差別の現実」を素材とすることが多いのも、その実態をとおして「差別の現実」に迫り、意識の変革をうながすためである。

同和問題を同和地区内、同和地区の人びとの問題だけとして限定的にとらえると、同和地区以外の人びとには他人事となってしまう。それでは一時的な同情や憐憫れんびんをもたらしたとしても、市民自身の課題にはならない。このことは啓発や教育の内容に関わる基本的な問題である。

部落差別は、障害者、女性、在日外国人問題など他の差別問題にくらべて「見えにくい、とらえにくい」という人が多い。しかし部落差別以外の差別が「見える」といっても、それはごく部分的であ

ったり、うわべだけの現象面にすぎなかったり、被差別の立場にいる人びととただ接しているというだけで、差別の本質が常に「見えている」とはいえないことが多い。

ところが部落差別については、そのいずれにおいても具体的にとらえにくいし、身近に感じることが少ないというのである。同和問題に関して、どのような差別事象が起きているのかをよく知る立場にあり、しかも人権啓発に関わってきた人たちからも同様に語られることがしばしばあり、その意味するところを分析する必要がある。

当然、理解している、身近に感じているという人もいる。理解しにくい、身近に感じることが少ないという場合、それはその人と同和問題の「距離」が遠いということである。その人の教育歴や職業の違い、社会的立場の違い、同和問題についての学習経験、社会的な活動や感動への参加経験、それらについての自覚の違いなど、さまざまな要因がからみあって微妙に影響しているといえる。したがってこの「距離」を縮めていくにはどうすればよいかが、啓発の内容、手法を検討する上での具体的な課題となる。

## 2. 啓発を必要とする背景

### (1) 今日の差別事象の特徴

差別事象は、差別が現実に存在することの証拠であり、啓発が必要であることの直接的な根拠でもある。差別事象もやはり時代的な特徴をもつ。行政が把握している近年の豊中市関係の差別事象の発生件数は次の表のとおりである。年度によっても異なるが、件数的には横ばいないし増加傾向にあり、とうてい減少しつつあるとはいえない。

年 度	件 数	内部落差別	落 書	発 言	文 書	行 為	電 話
1987	28	13	22	5			1
1988	16	15	15				1
1989	21	21	15	2	2		2
1990	32	31	29	1	2		
1991	11	11	10			1	
計	108	91	91	8	4	1	4
率 %	100.0	84.3	84.3	7.4	3.7	0.9	3.7

※落書には投書を含む

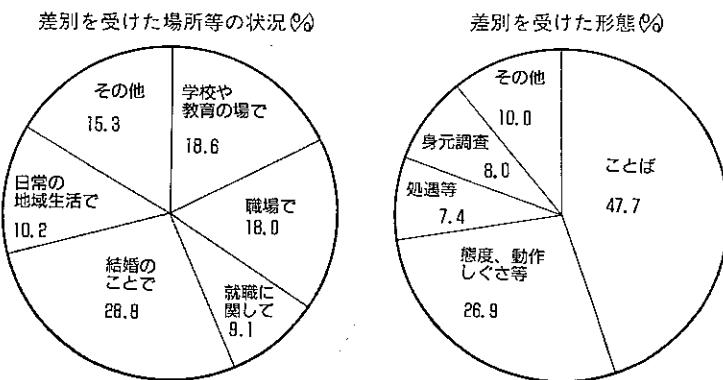
※1991年度は12月末まで

内訳では差別落書きが最も多い。差別落書きは、駅のトイレ、公園、建物の壁面、公共施設など、あえて人目につく場所を選んで書かれることがほとんどである。その内容はねたみ意識やいわゆる逆差別意識をあたり、市民運動や同和対策事業への反発をあらわにしている。また、執拗にくりかえされたり、他の差別（障害者、在日外国人・民族差別）と合わせて書かれるものも多い。またほとんどのケースでは行為者が不明で、明らかに同一人物によって反復されていると推測できるものも少なくない。

全国的には、情報化社会を反映して、パケット通信などによる新たな差別事象も発生している。また、結婚や就職にかかる差別事象も後を絶たない。

これらの差別事象は、まさに氷山の一角であって差別行為のすべてをどこかで集約できるものではない。

平成2年（1990年）に府下の同和地区を対象に実施された大阪府の実態調査によると、調査対象30,308世帯の31.7%にあたる9,621世帯から「差別に出会ったことがある」との回答があった。その中で『一番印象に残っている被差別体験は何か』を聞いたところ、「結婚のこと」が一番多く、「学校や教育の場で」「職場で」と続く。



たとえ、日常の生活のなかで差別発言があったとしても、特に問題にされないままされていることもある。また、その場で誰かがたしなめることによって解決した形になっていることもあるだろう。いずれにせよ、実態調査にあらわれた被差別体験のほとんどは表面化していない。

また、大阪府では同年9月、人権問題についての府民意識調査を行った。その中で、「同和問題は一部の人の問題で、自分とは関係ない」と答えた人が12.5%、逆に「そう思わない」という人が51.6%あった。一方、「同和地区外の人びとが同和地区の人びとを意識するのはどんな場合か」の問い合わせでは、「地区の人と結婚するとき」

と答えた人が63.4%と過半数を超えた。この結果と、さきの同和地区の人たちが答えた結婚差別の体験などをあわせて考えると、社会にお差別が生きつづけていることがわかる。

同和問題は他人事ではないと頭では理解していても、いざ自分自身や家族に直接かかわる結婚問題になると、同和地区の出身という理由だけで、愛し合う男女の結婚に親や親族が猛反対するなど、ふだんは考えることもなかった同和地区に対する偏見が表面化していく実態がみられる。結婚差別は、個人の人がらを尊重せず、同和地区の人びとの交わりを拒む意識から、幸せを求める人間同士の自然な関係を破壊する残酷な差別である。

このように、市民の日常の体験や生活との関わりを含めて差別事象を具体的に分析することで、「差別の現実」に迫ることが可能となる。

さらに、部落問題に積極的に関わることをためらわせるような状況があることも無視できない。ここでいう状況の説明はむつかしいが、市民が同和問題に取り組んでも、身近な人びとから好意的な評価を受けなかったり、時には忌避の態度に直面することがある。これも一種の「差別視」であって、例えば豊中人権協などで積極的に活動する中で、同様の経験をもつ人がいる。

## (2) 同和問題に関わる意識構造

人間は生まれつき差別意識をもっているのではない。それは個人が成長していく過程のどこかで外部から入り込んできたものである。正しい人権意識も同様であって、生来的に備わっているものではなく、さまざまな場での学習や経験をとおして身につけていくものである。

それでは、同和問題についての市民の意識状況はどうか。なかにはすでに同和問題の解決に向けて長年取り組んできている市民層がある。また、最近になって転入してきたばかりで、まったく学習の機会がなかったという人びとまで、市民の意識状況は多様でその幅は実に広い。

当市がこれまでに実施してきたさまざまな啓発事業、学校における同和教育、豊中人権協の取り組みなどによって市民各層に情報が提供され、また学習の場が設定されてきた。その結果として、部落差別の解消を自らの問題として真剣に考え尽力している市民が増えている。しかし、現状はまだまだ市民全体の関心を呼ぶところまでは至っていない。

単に関心を呼ぶに至っていないだけでなく、誤解、偏見、差別意識を早急に克服していくべき状況にある。その状況をいくつかに分けてみると次のようになる。

- ①伝統的な差別意識＝同和地区（の人）は「怖い」「恐ろしい」、が典型的なものである。このような意識は何らかの直接的体験にもとづいたものではなく、風聞として近親者や友人等から伝えられまた教えられたものである。
- ②断片的で、いびつな直接体験による偏見＝以前に同和地区近辺に居住したことがあるとか、現に居住している人の中にまれにあるもので、同和地区との交流がない場合に起きる。
- ③同和行政や解放運動に対する誤解や無理解から生じるもの＝単なる誤解から生じたものもあるが、正しい情報に接していない場合に多い。ときにはある種の信念と結びついたものもみられる。「ねたみ意識」「逆差別意識」等と呼ばれるものにつながることが多い。
- ④「無関心」「無関係」＝日頃は、同和問題についてまったく意識していないのに、何らかのきっかけで上記のどれかに属してしまうことがある。
- ⑤啓発アレルギー＝最近問題とされるようになってきた「また同和か」という感情である。工夫を欠いたりかえし、市民感情に合致しない内容、圧迫感を与えるだけの説教調子など原因はさまざまに推測できる。しかし、同和問題啓発については、当初から敬遠され気味の傾向を克服できていないという実態もあり、その意味で先の「距離」の問題からの問い合わせ直しも必要となる。

### 3. 啓発の課題と基本方向

#### (1) 啓発情報と提供の方法

啓発もまた「出会い」である。この出会いの内実によって、その後の認識が大きく左右されることになる。しかし、常に「よき出会い」ばかりとは限らない。「不幸な出会い」によって人権意識を歪めたものにしたり、時には差別意識を形成したりすることになる。同和問題についていうならば、私的体験としての出会い…例えば近親者から聞かされた話…は「不幸な出会い」になってしまふことがしばしばである。そこで、はじめての人には「よき出会い」となり、

「不幸な出会い」があった人には、それを「よき出会い」に置き換えることができるような内容、手法の啓発にしなければならない。

啓発の媒体や手法については、他の人権分野と同様の課題をもつが、同和問題啓発について補うと、

#### ①実態をふまえた啓発情報の提供

市民の同和問題についての認識は、まったく知らないという状況の層から高いレベルの層まで、幅広く混在しているのが実態である。しかも、部落差別は他の差別にくらべて「見えにくい」「とらえにくい」「身近に感じることが少ない」という受けとり方が強い。

したがって、平成2年（1990年）に大阪府が実施した府民意識調査、平成3年（1991年）の豊中市の委託にもとづく関西人権啓発研究会による意識調査などからうかがえる実態をふまえ、基礎的な知識理解（部落差別の歴史、豊中の同和地区の歴史、同和対策事業の意義と内容、同和地区の生活実態、差別撤廃に取り組む市民の活動など）に必要な情報をくりかえし提供する必要がある。

このような基本的な理解のための情報にくわえて、差別事象の事例、差別撤廃のための取り組み・行事など、時々の具体的な話題をいれることによって分かりやすいものにしていくことが必要である。

とくに豊中における被差別の実態を素材としてとりあげるには同和地区住民の協力が必要不可欠となる。

また、市民感覚を適切にとらえた啓発をすすめることが大切であるが、市役所の各窓口や施設の職員が市民と接する中から多くのヒントがえられると思われるので、これらの情報が的確に同和対策室、人権啓発課、広報、公民館など各啓発担当セクションや市民向け各種相談窓口に伝わり、啓発に生かせる体制を確立する必要がある。

#### ②自己表現＝問題提起型の啓発

参加者自らが生活の中でかかえている諸問

題を出しあい、自らの社会体験と重ねながら部落差別の実態と向きあい学んでもらうことを探るとする啓発である。講師と参加者という固定した形式をとるより、参加者がそれぞれの知識や経験をもとにして意見交換を行い、論じあうことに意味がある。

このような方法の場合、小集団の方がやりやすいし、また参加者から出された意見や問題意識を整理し方向づけるコーディネーターの役割がとくに重要である。そのためにコーディネーターの役割を果たしうる市民の協力、育成も必要となる。

### ③市民運動との連携

従来の啓発の弱点として、「お知らせ」<sup>うけたまわ</sup>「承り」型学習に終わってしまい、具体的な日常行動に結びつけることが難しいと指摘されてきた。このような弱点を克服するには、部落差別の解消が自分たちの課題であると認識できるような運動や活動に市民が参加できるような取り組みも必要である。同和問題を「身边に感じられる」問題とするために、部落解放運動をはじめ、身元調査お断り運動、豊中人権協の活動、さらにさまざまな人権問題で市民運動がどのようにすすめられ市民生活とどうつながっているのかを明らかになるとともに、市民の積極的な参加をうながすとともに必要となる。

## (2) 同和地区内の文化活動との交流

市民の同和問題についての正しい認識をつちかう方策の一つとして、同和地区内でおこなわれている諸活動との交流をはかることはきわめて有効である。

現在、豊中・螢池両地区においては、生活文化の向上をめざすさまざまな活動がすすめられている。

また、部落差別によって学習機会を閉ざされた地区住民が、「文字」をとりもどす活動として取り組んできた識字の営みの中で、差別からの解放に立ち向かう力をつちかおうとしている。文字を自らのものとし、被差別体験をつづり、鋭く差別を見えた文章をうみだしていくという識字活動が、人間解放の文化ともいえる新しい文化を

創造し、感性や思想、文化を高めることにつなぐ営みとなっている。

さらには、子どもたちが差別を受けてきた人びとから、その被差別体験を聞き取ったり、民族的偏見をなくし、異文化との共有をはかるため朝鮮民族楽器の演奏をしたりするといった活動がすすめられている。

このような活動といっそう交流を深め、人間贊歌をめざす同和地区住民の姿や思いを啓発することが地域社会の文化のあり方を問い合わせおす契機となる。

### (3) 同和地区内外の交流・周辺啓発

同和地区周辺に居住する住民は、地区についての情報がある程度得られる場所にいるが、地区住民との交流が乏しかったり同和問題に対する理解や認識が不十分である場合、地区にかかわる断片的な知識や経験がもとになった誤解や偏見にとらわれてしまうことが危惧される。

近年、解放会館を中心としたさまざまな事業により同和地区と周辺地域の住民の交流は深まりつつあるが、同和対策事業についての一層の理解をはかることとあわせ、周辺地域住民に対する啓発はひとつづき重要な課題である。これまでから、

- ①解放会館だより・各種リーフレットなど印刷物の発行
- ②映画鑑賞会（リバティシアター）
- ③平和人権展や解放文化祭などにおけるパネル展示
- ④音楽と講演の夕べ、こども会まつり、納涼会（祭）、平和・人権のつどい、ゲートボール、スポーツ大会

など、同和地区住民の文化性の向上とあわせ、地区内外住民相互の交流をはかるための行事を、解放会館や実行委員会組織の主催により推進してきた。また、解放会館を事業に支障のない限り幅広く一般市民の利用に供しており、施設利用を通した地区内外の交流もすすんできた。

しかし実態としては、周辺住民の多くがこれらの交流の機会にまだまだ参加していない現状にあるので、幅広い年齢層に関心をもって参加してもらえるすぐれた事業の取り組みとPR活動が望まれる。また、周辺啓発は対象となる市民層が限定されるだけに、より具体的で明確な方針が必要である。今後は現行事業の充実にくわえて、

---

周辺の自治会や校区 P.T.A その他地域の関係団体などとも十分な意見交換をおこない、一人でも多くの地域住民が積極的に参加できる啓発・交流事業を検討工夫し、実施していく必要がある。

#### (4) 教育(保育)行政と市民啓発

##### ①学校教育(保育)連携型啓発

すべての学校や幼稚園では、豊中市同和教育研究協議会などと協力しながら、生活課題とむすびつけた教育内容の創造や、互いに認めあい、協力し合う民主的な子ども集団の育成をすすめ、くらしの中の差別を見抜きなくしていく実践力を持つ人間の育成に努めてきている。さらに保護者・地域との連携を重視した活動を展開してきた。

しかし、学校・園で、同和教育によって培养してきた子どもたちの理解や認識が、ともすれば人権意識・感覚の希薄さから地域や家庭の中で、否定されたり歪められたりする実態がある。保護者の意識は、子どもたちの生活意識や感覚の形成に大きな影響を与える。教育の場では学校・園における同和教育教材活用の授業の参観後に行われる懇談会での意見や、啓発映画や講演会の感想等の中に、しばしば差別的な認識や後ろ向きの態度が表明される。あるいは、同和教育教材活用の授業の参観や懇談への出席そのものが少ないという問題としても表れてくる。

そこで、保護者に対しては、子どもの教育を通じた啓発を基本においてどう展開するかが課題である。保護者も子どもとともに学び、時には子どもから学び、同和問題の正しい認識をもてるような取り組みを組織的・継続的に推進することが必要である。そのためにも、参観・懇談会、啓発映画、講演会、啓発資料、さらには子どもの表現活動(劇・作品展等)を通じた訴えなどの、内容や方法の研究を深めることが重要である。

このことは、学校・園だけでなく、保育所

においても同様である。昭和61年（1986年）の「豊中市同和保育基本方針」でも保護者啓発の重要性を提起しているが、人間形成にとって重要な乳幼児期に、保育者や保護者などまわりの大人の働きかけを通して、子どもたちに基礎的な資質として人権感覚を身につけさせることができることがきわめて大切である。

したがって、保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携はもとより、P.T.A、地域及び教育委員会をはじめとする関係機関・団体との緊密な連携のもとに、保護者啓発の推進に努力する必要がある。

## ②社会教育活動と啓発

人びとの日々の生活の中で生じるさまざまな問題（生活課題）を解決するための学習機会を保障し、市民自ら課題解決にあたることができるよう諸条件の整備を図ることが社会教育の役割といえる。同和問題に関わる市民の生活課題とは、身のまわりの矛盾や差別を見出し、解決のための学習を積み重ねるなかで人権意識を育て、市民全体が共有する課題として正しい認識と共感を深め、差別解消への展望を明らかにしていくことである。

そこで、社会教育活動としての啓発においては以下のことが重要である。

- (a) 同和問題の正しい認識を高めるため、市民のあらゆる学習の機会を活用して啓発に努める。
- (b) さまざまな生活課題に即した学級・講座等を開設し、多くの市民の学習や活動を推進できる条件整備に努力する。
- (c) 市民の学習と活動の場を保障するため、社会教育施設の充実と、社会教育主事等関係職員の体制強化をはかる。
- (d) 市民全体の課題として、部落差別をなくし民主的な社会の確立をめざす自主的・組織的活動の促進をはかる。
- (e) 各社会教育関係団体などで、部落差別解消に向けた有効な活動が展開されるよう指

尊者の養成をはかるとともに、関係職員の資質の向上に努める。

#### (5) 企業啓発

同和地区の人びとを就職から排除した「部落地名総鑑差別事件」により、企業啓発の重要性が認識された。当市では同和地区住民の就職の機会均等を保障し、差別のない採用選考をすすめるとともに、経営者や従業員が同和問題について正しい認識を深めることができるよう、「豊中企業内同和問題研修推進員連絡協議会（豊中企同連）」が組織され、従業員25人以上の企業で加入することになっている。

企業啓発は、日常的には社会教育等による啓発の機会に接することが少ない経営者や従業員を対象にした重要な活動分野である。

今日の企業は、単に利潤を追求するだけでなく、基本的人権を守りながら経済活動をおこなうとともに、市民社会の一員として同和問題の解決に積極的に取り組むことが社会的責任として強く求められている。

そこで行政として、市内企業の企同連への加入促進、企業内研修の充実を図るための助言や関連情報の積極的な提供に努めるなど、企同連への支援と連携を一層深める必要がある。

#### (6) 部落差別につながる身元調査をなくす

結婚・就職などにかかわる身元調査は、市民社会の中で今も日常的におこなわれている実態があり、部落差別の大きな要因となっている。

当市でも豊中人権協が中心となって、人権侵害と差別につながる身元調査をなくそうと、「身元調査お断り運動」が提唱され多くの市民の共感をえてはいるが、より一層幅広い市民運動へと発展させ、身元調査廃止の実践に取り組んでいかなければならない。

さらに、“お断り”という受け身的な姿勢から一步進めて能動的立場に変え、「身元調査をしない、させない」という意識づくりが大切である。“調査がなぜいけないのか”の基本的な理解を深め、次に“身元調査は不要だ”という認識、そして“調査を許さない”という信念を市民全体に広げていくべきである。

豊中人権協では、「身元調査お断り運動」を「身元調査をしない運動」という主体的表現に言いかえ、身元調査の不当性（差別性）と不要論について研修活動を深め、身元調査が互いの人権にかかわる問題であると市民意識を高め、広めるために力強い市民運動を推進したいという考え方を示しており、行政としても市民が主体となるこの運動に積極的な支援をおこなうべきである。

---

## 第2節

### ◎ 女性問題と啓発の課題

#### 第4章

施策・対策と啓発の一体的推進をめざして

## 1. 基本的な課題と経過

### (1) 経過と基本的な課題

女性問題は、女という性ゆえに、政治的、経済的、文化的、市民的、その他社会のさまざまな分野において、区別、排除、制限をうけるといった差別によって、社会的に不利益をこうむっている問題である。女性問題を解決するには、このような女性差別を解消し、女性と男性がともに、社会のあらゆる分野に参画し、いきいきと生きることのできる男女協同社会をめざす必要がある。

国連が1975年を「国際婦人年」、それに続く10年間を「国連婦人の10年」と定めてから、平等・開発・平和のテーマのもとに、女性の地位向上をめざす取り組みが全世界で展開されている。

国は、国際婦人年の昭和50年（1975年）婦人問題企画推進本部を設置し、女性問題を行政課題として位置づけた。昭和52年（1977年）に新国内行動計画、昭和62年（1987年）には新国内行動計画を策定し、男女雇用機会均等法の制定をはじめ、民法、国籍法の改正など、男女平等に関する法律の整備をはかる一方、昭和60年（1985年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准した。

平成3年（1991年）には新国内行動計画の第一次改定がおこなわれ、「男女共同参画型社会」が目標として定められた。そして、平成4年（1992年）4月からは、男女との「育児休業法」が施行されることになった。

豊中市でも、昭和58年（1983年）に女性問題推進本部を設置し、女性差別の解消、男女協同社会の実現を全般的な行政課題に位置づけた。また、幅ひろい層の市民の参加を得た豊中市女性問題推進会議からは、昭和60年（1985年）8月に「豊中市の女性のための199の提言」をうけた。これは、女性問題を解決するために市が展開すべき、教育、啓発、福祉、健康、労働、社会参加などすべての分野にわたる施策のあり方を市民の側から提言されたもので、豊中市女性政策基本方針が策定されるまでの間、市の女性関連施策の指針となつた。

さらに、昭和59年（1984年）に発足した女性問題審議会からは、昭和61年（1986年）に「女性の地位向上を目指して豊中市のとるべき基本的な方策について」の第一次答申、昭和63年（1988年）に第二次答申、平成2年（1990年）に第三次答申をうけた。市では、この提言と三次にわたる答申をふまえて、平成2年（1990年）7月に「豊中市女性政策基本方針」を策定し、性別役割分担意識と性差別

の克服、男女協同社会をめざす教育・啓発、社会活動や政策・方針策定の場への参加の積極的推進、社会参加としての女性労働の位置づけおよびそれを保障するための条件整備の必要性を基本課題として、具体的な課題と施策を体系化した。現在、この基本方針にもとづく施策実施計画の作成をすすめている。

## (2) 豊中市の啓発の経過

市では、婦人会館・公民館などの社会教育施設や働く婦人の家で女性問題講座などを実施したり、女性問題シンポジウムを開催するなど、さまざまな啓発に取り組んでいる。そのなかで、市民参加の企画委員会方式を試みたり、対話方式などをはじめ受講生が主体的に参加することのできるプログラムを開発するなど、啓発効果を高めるための努力をつづけている。また、企業と共同企画し講師を派遣するなどの「出前講座」の試みや、女性問題講座や講演会などでの一時保育の開設にも積極的に取り組んでいる。

印刷媒体による啓発も、広報「とよなか」をはじめ、女性問題学習冊子や、新成人向け・中学生向け啓発冊子などを発行し、性別役割分担の解消、「男らしさ、女らしさ」の払拭をめざしている。そして、市が市民向けに発行しているあらゆる印刷物のイラスト・写真やキャッチコピーの女性差別についても見なおし、制作するにあたっては女性差別をなくす立場から取り組むよう努力はじめている。

また、市民による人権草の根運動を幅ひろく展開している豊中市人権教育推進委員協議会などの社会教育関係団体などにおいても、女性問題の啓発に取り組んでいる。

このように、より高い啓発効果を追求すべく努力を重ねているが、一方で、啓発事業はさまざまな問題点も抱えている。たとえば、女性問題講座は性別役割分担の解消、「らしさ」の払拭をテーマとして実施しているが、行政の実施するさまざまなテーマの講座には、女性問題の観点が十分浸透していない。また、開催の時間帯に制約があったり、会場が遠かったり、乳幼児や介助を必要とする人を抱えていたり、自身が介助を必要とする場合など、参加しにくい状況にある人への手だても今後の大きな課題となっている。



## 2. 啓発を必要とする背景

### (1) 女性をとりまく現状

第二次世界大戦後日本の女性がはじめて参政権を行使してからすでに46年を経過したが、現在でも、さまざまな政策決定の枢要な地位にある女性はごくわずかである。

職場においては、業務の内容や賃金・昇進・昇格など、待遇面での差別は依然として存在する。女性は結婚もしくは出産まで勤め、その後は家事・育児に専念するため退職することがあたりまえとされ、勤め続ける場合にも、仕事と家庭での家事・育児という二重、三重の労働を背負い続けている実態がある。

家庭においては、日々の家事・育児・介助の担い手はほとんど女性であり、男性が主体的に参加することは少なく、たとえ参加しても、「お手伝い」意識で臨んでいるのが一般的である。

地域活動においては、実質的な活動の担い手の多くが女性であるにもかかわらず、女性役員の数が少なかったり、多い場合もリーダー役は男性だったりといった実態が多く見受けられる。

そして、くらしのなかで、男性が「家」の代表としてふるまい、女性は陰にかくれ、主要な生活舞台から遠ざけられる社会慣習が根強い。このことは、婚姻の際に改姓するのは圧倒的に女性であり、披露宴の招待にはたいてい父親の名がつかわれ、葬儀における喪主も男性が一般的であるというように、冠婚葬祭の場合に顕著である。また、非合理な伝統、慣習、迷信などによって、女性が参加できない行事や立ち入りできない場所も多い。

さらに、セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）や強姦などの性犯罪や、売買春・ポルノなど女性の性を商品化するといった厳しい差別状況がある。

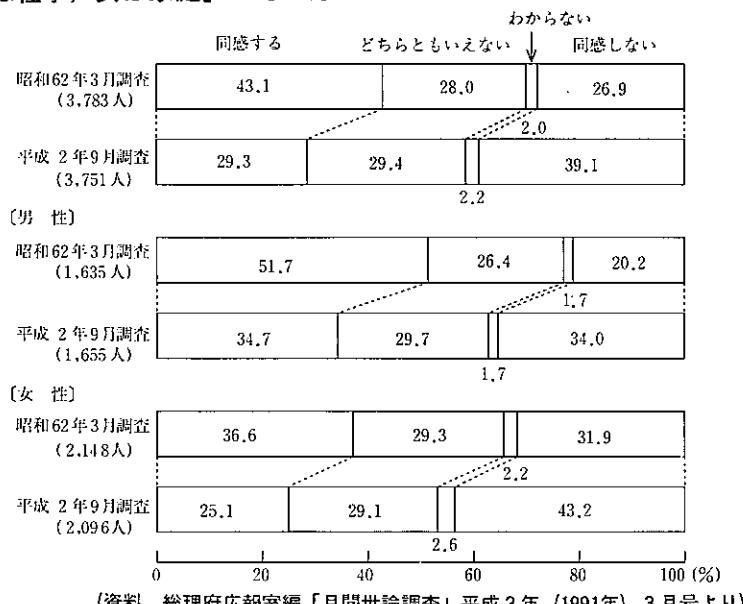
このような状況の背景には、男性は職業を、女性は家庭で家事・育児・介助を担うべきであるという固定的な性別役割分担意識や、女性は男性より劣る存在であるという蔑視意識、女性を男性の性的対象物としてみる差別意識がある。しかも、このような意識や行動が差別であるという社会的認知が極めて希薄で、今日でもなお、女性の置かれている状況は実質的な平等からはほど遠いといえる。

総理府が平成2年（1990年）9月におこなった「女性に関する世論調査」によると、「男は仕事、女は家庭」の性別役割分担の考え方に対する「同感しない」人は39.1%あり、昭和62年（1987年）3月時調査の26.9%から12.2ポイント増えている。反対に「同感する」人は

29.3%あり、昭和62年（1987年）の43.1%より13.8ポイント減っている。「どちらともいえない」という人は昭和62年（1987年）28.0%、平成2年（1990年）29.4%で、1.4ポイントの微増である。このように少しづつ意識がゆらぎはじめてはいるが、それでもまだ、3人に1人が性別役割分担を肯定している現実がある。

性別役割分担意識のゆらぎは、各種啓発事業の成果とあわせ、とくに職業領域における女性の進出がすすみ、女性の社会的地位がわずかながら向上してきたという実態を背景とした変化といえる。ちなみに、平成2年（1990年）の女子雇用者は雇用者総数の37.9%（「労働力調査」より）となり、4年制大卒女性の就職率も平成2年にはじめて男性と肩をならべ、ともに81%となっている。

### 「男は仕事、女は家庭」の考え方



#### （2）視覚イメージによる女性差別

現代は視覚文化の時代である。市民の生活はイラストや写真などが多用される広告・印刷物、テレビ・ビデオ・映画の映像、写真、雑誌など、多様なメディアに囲まれており、このような媒体が伝える視覚イメージの影響は大きい。

女性問題推進本部実務担当者会議が平成2年（1990年）に、国・府・市が市民向けに配布している印刷物のイラスト、写真、キャッチコピーなど視覚に訴える表現を分析した。その結果によると、女性差別の助長、拡大につながる表現があった印刷物は、47.6%にのぼった。このなかでは、「仕事は男性、生活・地域は女性」「指導者、講演者は男性」「パートは女性」などの表現がみられた。また「女らしさ」「男ら

しさ」を強調したイラストでは、「男性は大きく、女性は小さく」「活発で活動的な男性、物静かでおとなしい女性」「メカの未熟は女性」「色の固定化」などの表現がみられた。さらに、「人間」を代表して登場させる場合、その多くは男性であり、女性は、伝えたいメッセージとは無関係に、「やさしさ」や「弱者」のイメージ、「性的アピール」を強調するものとして登場させられるケースが多くあった。

このような印刷物などのメディアが、女性差別を助長し、差別意識を再生産し、啓発の効果を半減している。女性差別の解消のため、性別役割分担意識の克服、「らしさ」の払拭をめざして啓発を進めているにも、それ以上に、さまざまなメディアから、差別を助長、拡大するおびただしい量の視覚イメージが送りだされており、日常生活のなかへ差別意識を刷りこんでいる状況がある。視覚イメージがもつ意味と影響力について考えれば、差別をなくす立場から新しい視覚文化をつくっていくことが大切な課題である。

### 3. 啓発の方向と課題

#### (1) 啓発の視点

##### ①女性問題は人権問題

「女子差別撤廃条約」では、女性に対する差別を、「性にもとづく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他のいかなる分野においても、女性が男女の平等を基礎として、人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または無効にする効果、または目的を有するもの」と規定し、女性問題を人権問題として明確に定義している。

政策決定など意思決定の場は圧倒的に男性で占められているように、現在の男性優位社会では、女性は不利益をこうむっていることが多く、女性の人権が侵害されている。また、社会問題となっているセクシャルハラスメント・強姦などの性犯罪や、売買春・ポルノの氾濫などの女性の性の商品化は性差別であり、女性の人権を侵害している問題である。このように、女性問題を人権問題として明確に把握することが啓発の出発点として認識されな

ければならない。

### ②性別役割分担の解消

男女の真の平等をさまざまな局面で阻んでいるのが、「男は仕事、女は家庭」といった考え方で代表される、性によって固定化された役割分担意識である。

女子差別撤廃条約では、その前文で、「社会および家庭における男性の伝統的役割を女性の役割とともに変更すること」、「子の養育についての両親および社会の共同責任の確立」が男女の完全な平等の達成に必要であるとうたっている。性別により役割を固定化することは、女性の生きかたをせばめ、可能性を閉ざしてしまうことになり、人間として自由に生きる権利が侵されることである。そして、そのことは同時に、男性もまた多様な生きかたを否定されていることになるのである。

自らの生活を豊かにし、生きかたの幅をひろげるために、固定的性別役割分担の解消を身近な生活の場面から実践していくこと、例えば育児や、社会問題化している介助に対して、男性が積極的に関わるような行動が重要である。

性別役割分担意識や性差別の意識は、社会的習慣、言葉、文化等にささえられ強化されて行動を規定し、日常の生活スタイルとなって、家庭や職場、地域など、社会のあらゆる分野における女性の社会的地位の向上を阻む大きな要因となっている。女性問題の啓発にあたっては、特にこのことに留意し、男女双方の意識変革と自己形成をはかり、これらの意識を形成し行動をささえている土壌や社会のしくみそのものを見なおし、変えていく力を培うことをめざさなければならない。

### ③さまざまな差別をトータルにとらえる

障害者差別、部落差別、在日外国人差別の解消への取り組みのなかにおいても、性別役割分担を前提としたままであったり、嫁差別や儒教的女性蔑視に無自覚であったりする例

がみられることもある。こうした女性問題と他の人権問題とのつながりについての無自覚が、二重・三重に差別されてきた被差別部落の高齢女性、在日外国人の女性、障害者女性などへの対応を遅らせていることを認識しなければならない。非識字者に女性が多いのも、このことの現われである。

家による拘束、けがれといった非合理的な意識による差別などは、部落問題と共通する点が少なくない。生産至上主義にもとづく能力主義の弊害と裏腹の差別という点では、障害者問題とつながる。出自による制約や同化か排除かといったあつかいは、民族問題とも通ずるものがある。

したがって、女性問題独自の課題を明らかにしながら、同時に、このような人権問題としての共通する課題を明らかにする努力が必要である。そのことが、女性問題をより適確にとらえ、他の差別領域との問題解決に向けた連帯の輪をひろげることにつながる。

#### ④男性問題との関わり

女性問題は、決して「女性だけの問題」でなく、男性の問題でもある。

多くの男性は経済活動の担い手として、長時間・過密労働を強いられ、仕事のみの生活を余儀なくされており、家事・育児・介助などの家庭責任や地域活動から遠ざけられている。過労死などの社会問題の一因となっている長時間労働は、家事一切を女性に委ねることを前提としており、女性はもとより男性の生き方をもせばめている。また、働きすぎによる心身のバランス喪失の問題、職場中心の生活からくる身辺自立の欠如が高齢期における生活自立の困難さをもたらしている問題などもある。

このように、女性に対しては優位に立っている男性もまた、ひとりの人間として尊重されトータルな生き方をしているとはいはず、抑圧された立場にある。このような抑圧・被

抑圧の関係性は、社会のしくみのなかでさまざまに関連しあって補強されるものである。男性はまず、女性に対して抑圧的であることによって、自らの人間性をそこなっていること、またそのことで自らの被抑圧的立場が自覚されにくくことに気づく必要がある。

このように、今日の女性問題は人間疎外の問題として、男性も巻きこんだかたちで存在している。女性がいきいきと生きることができる社会は、男性もいきいきと生きることができる社会なのである。男性も、男女協同社会の実現、すなわち自らの人間性の解放をめざして、この問題に取り組むことが求められている。男性は、自己が有利な立場にあるだけに、男女平等に対する取り組みが皮相的なものになりやすい。それだけに、女性からの指摘を真剣に受けとめ、男性自身の生き方の問題として考えていくきっかけとなるような啓発が必要である。

#### ⑤新しい男女像の追求

男女が、人間として自立しながら連帯し、家庭、地域、職場のいずれをも大事にして、調和のとれた生活をおくり、お互いを一人の人間として尊重し、平等に生きることができるのである社会づくりに取り組むべきである。しかし、現代社会において多くの問題を抱えている男性をモデルとして、それに女性をあわせるようなことがあってはならない。

男性は、現在の差別的な社会構造のなかでは加害者の側にあることの認識から出発して「男らしさ」の枠から自由になることが必要であり、女性もまた、子どもの頃から植えつけられ自己の意識に内在している「女らしさ」の枠からときはなたれ、新しい価値観を創造していくことが必要である。

### (2) 啓発の推進方向と課題

#### ①啓発と対策との一体的推進

女性問題の啓発は、女性差別を解消し、男

女協同社会を実現していくための具体的な対策と一体的に推進しなければならない。

女性問題に関わる行政領域は非常に広範囲であり、啓発はもとより、教育、労働、社会参加、福祉、保健、医療、住宅、都市問題など、行政のすべての施策に関わっている。しかも、それらが互いに有機的に関連しあっている。

「女性政策基本方針」が明確にしているとおり、啓発は、保育、学校教育、社会教育、広報活動、情報提供など、さまざまな分野を通じて推進する必要がある。これらの啓発効果を高めるためにも、さまざまな分野の女性問題解決のための対策を総合的に推進し、啓発と対策を一体的な取り組みとする必要がある。

## ②観念学習にとどまらず、社会参画につなげる

女性問題に関する啓発が観念レベルにとどまらないように、行動につなげる学習が大切である。そのためには、学習成果を地域に還元して行く道すじ（政策決定の場・地域活動・講座企画への参画など）づくりや、再就職講座・「起業支援」講座などの経済的自立をめざす学習の機会づくりも重要である。

啓発活動は、わかっている人がわかっていない人に伝達し、教えこむというスタイルではなく、女性の抱えている問題の共通性を知り、共感し、対等に対話し、議論していく関係が結ばれ、そのなかから、主体的な自己形成が生涯を通じてはかれるような学習スタイルが組み立てられていく必要がある。

また、即時対応的なハウツー講座にとどまらず、性差別をもたらしてきた歴史や社会構造への視点を切りひらいていく学習が大切である。

さらに、女性問題に積極的に取り組むグループ間の相互交流の場を設けたり、啓発活動の奨励・援助制度など、学んだことをいかすグループ活動を支援するシステムについて検

討していく必要がある。

### ③文化創造に結びつける啓発活動

女性問題の啓発をすすめるにあたって、女性問題解決の視点にたった文化を創造していくという方向がとくに重要である。それは、女性差別を解消し、女性問題を解決していくことが、女性だけでなく、男性の生き方をも、豊かに人間的なものにつくりかえていくことになり、両性がともに活かしあう関係づくりと、そのことを大切にする文化を地域に根づかせていくことにつながるからである。

このような視点で、演劇、音楽、写真、オペラ、童話、絵本づくり、祭り、フェスティバルなど、さまざまな表現や文化活動を市民の手づくりでおこなう男女協同の場づくりを、新しい啓発として推進していかなければならぬ。

### ④拠点施設の設置

女性問題は、あらゆる行政分野にわたる総合的な施策展開を必要とする行政課題である。行政の各分野で個別課題の解決に取り組むことはもちろん大切であるが、課題を総合化して解決に取り組むことも重要である。

とりわけ、地域の場において、広範囲な啓発、文化創造、情報収集・提供、調査・研究、きめこまかな相談、緊急支援、市民活動の交流などの機能をもち、女性関連施設の連携強化の拠点となる施設の設置が急がれなければならない。

また設置にあたっては、幅ひろい市民層の意見を得ることが必要である。

### ⑤市民啓発・社会教育の活性化

#### (a) 啓発媒体の充実

市広報や学習冊子など既存の媒体の他に、ビデオ・写真などの視覚教材や、演劇などを媒体とした積極的啓発を充実させる。また女性問題啓発活動を推進する組織をつくり、情報交換の機能をもつ専門啓発紙・誌などを発行する。

啓発媒体の作成にあたっては、市民参加方式の導入も検討する。

その他、行政から市民に向けたあらゆる啓発媒体が、女性差別をなくす立場から制作される必要がある。

(b) 講座などの拡充・改善

啓発活動は、地域、学校、家庭、職域など市民生活のあらゆる場面で、男女両性、全世代を対象とし、さまざまな機会をとらえて推進されなければならない。

- 講座などの参加者の拡大をはかり、あわせて、学びの場であると同時にさまざまな層の市民が出会い、交流し、仲間づくりができる場とするために、開催の時間帯・形態・PR等の拡充・改善をはかるとともに、参加しやすい条件整備（施設整備、高齢者・障害者介助、一時保育、手話通訳など）をすすめる。
- とくに男性参加者の拡大をはかる。
- あらゆる講座に女性問題の視点をいれ、「女性問題講座」と正面からうたったもの以外の講座にも女性問題の視点を貫くことが必要である。
- 啓発内容の課題を明確化し、さらに効果的なものとするため、対話型、協動型、市民参画型、体験型など、啓発方法の多様化・複合化をはかる必要がある。また、その啓発を継続的・計画的に推進することが重要である。
- 関係課および施設間のネットワークの整備をはかり、研究・交流・報告会を定期的にもつとともに、啓発手法やプログラムおよび教材の研究開発を組織的、継続的におこなうことが必要である。

(c) 企業啓発の充実・強化

企業および働いている人への啓発の充実・強化をはかる。労働条件の改善、男女平等雇用の必要性、また育児休業法の活用など家庭責任を男女がともに担うことや地域活動への

参加の大切さなどを、労使双方に啓発する。働く女性に対しては、職業能力を高め、リーダーシップを身につけることができる研修をすすめていく必要があり、開催時期・時間・場所・回数などにさらに工夫をくわえながら続ける。企業内においても、このような研修がすすめられるよう奨励するとともに、企業と連携した「出前講座」を充実する。

また、企業PRをおこなう場合、視覚イメージをとおして女性差別を助長・拡大しないよう、表現についても啓発していく必要がある。

#### (d) 保護者啓発の推進

学校や幼稚園、保育所等で培われた子どもたちの理解や認識が、家庭や地域におけるおとなたちの言動によって否定されることのないよう、保護者に向けた働きかけも重要である。参観・懇談会などの機会を有効に利用したり、講演会の開催、映画の上映、啓発資料の配布などの取り組みを、P.T.A.、教育機関、市民団体などと連携しながらすすめる。また、市の啓発事業などへの参加を呼びかけることも必要である。

### ⑥大切な行政の役割

#### (a) 全ての職員が啓発推進の担い手

職場のなかで男女平等を実現させ、市民にたいしてモデルとなりうる状況をつくることが啓発となる。

そのためには、職場ごとの職員構成の男女比を同率に近づけ、男性中心ですすめられている政策決定に関わる基幹業務に女性の参画を積極的にはかるとともに、性別役割分担を解消する視点で、職務配置や職務内容を見なおす必要がある。

さらに、職員一人ひとりが男女平等の理念をもって職務遂行にあたることも重要である。日常の行政現場において、職員が市民に接する場合、特に市民からの問い合わせへの応対や、あらゆる行政領域における相談業務遂行

---

## 第4章

施策・対策と啓発の一体的推進をめざして

にあたっては、性別役割分担の解消、「らしさ」の払拭の視点にたつことが不可欠である。

(b) 職員研修の充実

このように、全職員が啓発の担い手になるためには、職員研修をさらに総合的・継続的におこなう必要がある。階層・職種別プログラムの導入や女性問題啓発を必須科目として体系的に実施することも検討する。

---

### 第3節

#### ○ 障害者問題と啓発の課題

## 1. 経過と基本的な課題

障害者問題は実は健常者問題であるといわれる。障害者が住みよい社会はすべての人にとっても住みよい社会であるからである。これまで、障害者問題は障害者を身体的、精神的特徴のみに注目してとらえ、障害者個人の問題とみなしがちであった。このような無理解や誤解から歴史的・社会的差別や偏見が生まれ、障害者の基本的人権を侵害する結果を招いてきた。しかし、すべて人間は、人間としての尊厳・人格・生命を無差別平等に尊重される存在であり、障害者の地域における“完全参加と平等”が保障されるのが本来の姿である。そして、障害者問題は個人の問題ではなく、社会全体で解決しなければならず、また、そのことが社会全体の利益になると考えられるようになってきた。

### (1) 國際的なうきぎ

国際連合は1981年を国際障害者年と定めて、「完全参加と平等」をスローガンに行動計画を策定した。また障害のとらえ方も、個人の特質である「機能障害」(Impairment)とそれによって引き起こされる「能力障害」(Disability)、それらの社会的な結果である「社会的不利」(Handicap)の三つに規定して考えられ、とりわけ障害者問題は障害者個人の責任ではなく、障害を社会的な関係からとらえ、社会の側の責任が明らかにされた。すなわち、社会的に存在する「障害」についての視点が明確にされた。そして1983年から1992年の10年間を「国連・障害者の10年」とし、各国に障害者施策の充実を要請した。

その後、1990年にアメリカで、画期的なADA(アメリカ障害者法)が成立した。この法律は障害者に対する差別をなくすよう明確に宣言し、具体的な施策の実行を行政と民間に対してせまつたものである。日本とアメリカの間に歴史や文化のちがいがあるとはいえ、障害者の人権に対する認識のちがいを強く感じさせる。

わが国でも、国際障害者年推進本部が総理府に設置され、取り組みがおこなわれている。しかし、これまで、障害者はその特質である障害にのみ着目され、行政施策もそのような視点でおこなわれてきた経過があり、障害者が一市民として「地域でともに生きる」という理念からはまだ遠い現状である。

### (2) 豊中市の取り組み

当市の障害者福祉行政は、昭和49年(1974年)策定の「障害児保

育基本方針」を経て、昭和51年（1976年）に心身障害者対策協議会から提出された「豊中市における心身障害者（児）対策の推進に関する答申」を基本として推進してきたが、1981年の国際障害者年を機に、改めて同協議会に諮問し、昭和59年（1984年）2月に「心身障害者に関する豊中市のとるべき基本的な方策」についての答申を受け、これを軸にしながら、基本的に障害者の立場から障害者福祉行政全般にわたってさまざまな検討をおこなった。

この間、昭和55年（1980年）11月に障害者問題に関する啓発活動や障害者の自立・社会参加を促進するための施策の調整など国際障害者年関連事業を統合的・効果的に全庁的な連絡調整をはかりながら実施するため、国際障害者年推進本部を設置した。

国際障害者年推進本部は、障害者を含め、だれでも容易に安心して利用できるよう、市の公共施設の整備・改善を順次進めるとともに、さらに、昭和57年（1982年）5月に「福祉のまちづくりのための環境整備要綱」を策定し、市内の民間施設等についても障害者等が利用しやすい整備基準を定め、関係者の協力・理解を得ながら整備改善をはかってきた。

そして、同本部は昭和61年（1986年）2月に「障害者対策に関する長期計画」（以下、「長期計画」）を策定した。

この長期計画は、「障害者に対する差別や偏見を除去し、無差別平等に人間として尊重され、生きる場を保障されて、生きる喜びのある『ともに生きる』豊中市」を創造することを基本に、行政の取り組むべき課題を具体的に整理し、展望を明らかにした。その課題とは①啓発活動の推進、②雇用・就労の促進、③障害児教育（保育）の推進、④障害者の社会活動促進と生活環境改善、⑤障害者施策の整備、⑥障害者施設の整備、⑦総合的な保健・医療対策の展開の7項目である。そして、その課題の実現には全市民の理解と協力が不可欠であり、それを前提として、障害の種別や程度、また障害者のライフサイクルに適した施策となるよう、そして、障害者が地域社会で自立して生活していくような体制や条件整備を目的とした施策の推進、さらには計画推進の核となるべき存在である当事者の組織を重視し、その整備のための助成、また障害児の健やかな成長に関与するすべての施策の総合的な調整、一貫した障害者対策の推進を全庁的な体制で取り組むことを位置づけた。

### （3） 基本的な課題

#### ① 障害者問題とは

○保護の対象とされる障害者

アメリカにおいては、重度の障害者であっても多様な生き方が保

障され、選択の幅がいろいろ用意されている。これと反対に、わが国では重度の障害者には在宅か施設かという画一的な生活のイメージがあり、どのように生きるかその選択の幅がほとんどない。

障害者差別とは、障害者であることによって自分の意思で生きることができない状態を強いるものであるといえる。本人の生き方、考え方が無視され、主体性が認められていないのである。このように、障害者は「生きる存在」ではなく、「生かされる存在」であるとみなす社会意識は、まだまだ根強いのが現状である。

#### ○「障害」のみをみて「その人」をみない意識風土

障害者には、障害の克服が最優先され、小さい時から訓練の生活によって、健常者に近づくことが要求され、このような意識の環境のなかで、「がんばる障害者」として生きてきた人も多いのが実状である。しかし、どれだけがんばっても、健常者のようにいかない障害者の方がはるかに多く、健常者中心の社会では、一人の市民としてみなされず、健常者より一段低い存在とみなされてしまう。

障害はその人の一部であり、全体ではない。しかし、障害への配慮は必要であっても、障害にとらわれるあまり「その人」を本人の意思に反して特別扱いしてしまう意識風土が障害者を取り巻いている。

#### ○分けられる生活の場

現在、障害者が地域で生きていくための条件はまだまだ整備されておらず、家族への大きな負担のもとに在宅が可能であっても、親などの高齢化とともにあってそれも困難になっていく状況がある。

多くの障害者はまだ施設での生活を余儀なくされており、地域での生活を望んでいる障害者も多い。しかし、障害者が自ら「自分の生活」を望んでも一人の市民として地域で生活することは非常に困難である。

#### ②障害者問題の基本的な視点

##### ○障害者は不幸な存在なのではない

障害者が長い間、社会から隔離され排除されてきた結果、健常者と障害者とが出合う機会が少なく、多くの人びとは障害者を実際によく知らないのである。しかし、障害者のことをなにも知らなかったわけではなく、育つ過程で、社会の常識としての偏見を身につけ、障害者をかわいそうな存在とするマイナス・イメージの先入観をもってきたのである。

しかし、障害者は障害をもっているから、「不幸」なのではなく、障害をもっているということで、好奇な目で見られたり、不必要的特別あつかいをされたり、仲間にいれられなくなったりした場合に不幸なのであり、障害それ自体が不幸のはじまりなのではない。

つまり、障害者が不幸な存在なのではなく、障害を理由に社会から排除するから、障害者は不幸になってしまうのである。

○「できない」ことが人間の価値をきめるのではない

人はすべて助け合い、支えあって生きている存在である。自分一人で生きているわけではない。このことを障害者問題は気づかせてくれる。

障害者はその障害ゆえに、障害をもたない人が経験できないような実体験、また既成の概念にとらわれない生き方を数多く経験している。そのことを社会全体がみとめ、学ぶことによって、障害者に対するマイナスイメージをプラスイメージへ転換することが可能となり、はじめて人と人としての対等な関係が創出できるのである。このことは同時に、さまざまな生活の場での「できる」「できない」という能力主義的価値観から脱皮し、「結果へのプロセスを大切にできる、人間性を重視した」価値観をつくりだし、人間的により豊かな生き方を取りもどすことにつながっていくのである。

## 2. これから啓発の課題と方向

### (1) 「社会の側のリハビリ」が必要

障害者問題の解決は、一言でいえば「社会の側のリハビリ」によって可能になる。

障害者が一市民として生きる権利を保障するためには、社会がその権利行使できる条件を整備することが必要である。社会こそ障害者が一市民として生きていけるような地域に変っていかなければならない。

もちろん障害者が生活を豊かにするために自ら訓練し、リハビリをおこなうこともあるであろう。しかし、これまでもっぱら障害者自身の努力のみが要求され、健常者の視点でとらえがちな通常の社会生活が可能とされる程度に障害を「克服」した障害者だけが市民生活の切符を手に入れることができた。だが、まず社会が変わり障害者がどう生きるかは障害者自身が選択できるようにすべきなのである。

そして言うまでもなく、この「社会の側のリハビリ」が必要とされるのは、障害者が「あるがままに」受け入れられる社会こそ、すべての人間に人権が保障され、差別や偏見のない快適な社会であるという「ノーマライゼーション理念」の具体化に他ならないからである。

### (2) これまでの啓発と問題点

昭和61年(1986年)に策定した「長期計画」では、啓発活動の課題と方向について、「行政・地域社会・企業・個人など、すべての市民はこの認識にもとづいて、障害者問題の解決を自らの課題として受けとめ、障害者との連帯のなかで『ともに生きる社会』の形成をめざさなければならない。障害者福祉を推進させるためには、このような基本的な考え方を市民一人ひとりに根づかせることが極めて重要で、新しい視点から総合的な啓発活動を積極的にすすめる必要がある。」と述べている。そして、「理解促進型啓発」に加えて「課題解決型啓発」の必要性を指摘し、「課題解決型啓発」の例としては、ボランティア活動への参加、幅広い交流や教育の場における啓発、障害者雇用、生活環境の整備などをあげ、具体的な啓発として次の8点をあげている。

- ①多面的な啓発手段の活用、②ボランティア活動への参加促進の啓発、③地域社会における交流の促進、④学校教育の場における啓発、⑤市民啓発の促進、⑥障害者雇用の啓発、⑦生活環境整備の啓発、⑧障害者の社会参加の促進

しかし、これまでの啓発活動を振りかえってみると、課題が多岐にわたるため、密度の濃い焦点化された活動になり得ていなかった。

「啓発」の意味をどのように考えるかによっても異なってくるが、今後は多様な啓発活動が体系づけられ、焦点化、重点化されて計画的に実施される必要がある。

### (3) 啓発活動の課題と方向

#### ①啓発活動の整理と検討

障害者問題と啓発について考える場合に大切なことは、啓発活動を啓発の主体、啓発の対象、啓発の目的・具体目標、啓発の方法、啓発の場というカテゴリーで整理して考えることである。(別表)

このように啓発活動を網羅したうえで、啓発活動にはどの点が重要なのかを考えたとき、特に次の3点が大切であろう。

(a) はじめは啓発の対象であった人が、啓発活動の結果、啓発活動の主体へと変わることが望ましい啓発のすがたである。つまり自己啓発の主体となり、さらに社会に積極的に働く

きかけていく推進者になることが望ましい啓発活動のあり方といえる。

(b) 障害者の主体性を尊重することが重要であり、障害者が市民として生活できる条件づくりこそ啓発の主要部分である。そのためにも施策立案過程への障害者の参加を促進する必要がある。

(c) 障害者と健常者とが直接ふれあう機会を少しでも増やす必要がある。障害者問題を考える時、障害者と出会うことの意義は大きい。そのためには、障害者がまちのなかに自由に出られるような介助体制の保障が大切である。この場合、身体障害者だけではなく、「見えおくれ」の障害者、「情緒・自閉的」障害者に対しても介助体制の整備が課題である。

#### ②差別体験を生かす——差別したことを契機に人権に気づく——

障害者には、差別されていることの自覚のうえに立ち、それにまけないで生きる力をつけた人が多い。

社会が自分をどのようにみているかを自覚し、自分が差別された時のくやしい思いを障害者問題を解決していくさまざまな活動の糧としているのである。

では差別した人の場合、大切なことは差別してしまったこと（差別体験）を自分の今後の生き方のなかにどう位置づけていくのか、差別してしまったことはにがい経験であるが、その人がこの経験から学び、ふたたびそのような差別をしないように自分をみつめ、そのような差別をなくすための積極的なかかわりをすることによって、はじめて差別はなくなっていくのである。

#### ③消極的な関係から積極的な生きた関係づくりへ

障害者にとって社会は、まだまだ「違いをみとめあう関係」にはなっていない。障害者にとっては、無視されること、相手にされないことが一番ひどい差別であるということが

できる。露骨に無視するのではなく、かかわりたくないから避けるのであり、このようなことは日常的におこなわれている。

現実の人間関係には、厳密な意味での対等な関係はほとんどないといってよく、また本心からつきあいをつづけていくと、お互いに違和感を感じることは避けられない。違和感を感じながら少しづつ親近感を感じるようになるのが人間関係の実際のすがたであろう。

差別をしてしまわないかとおそれて消極的な関係にとどまるのではなく、差別をしてしまうかもしれないけれど、その時には逃げないという気持で、前向きに積極的に相手との関係をつくりだしていく姿勢こそが、「違いをみとめあう関係」をつくっていくのである。

### 3. 啓発活動の推進方策

#### (1) 施策・対策と啓発の一体的推進の重要性

障害者問題の啓発は、総合的な施策の体系に位置づけるべきものであり、障害者の地域における「完全参加と平等」を実現していく施策・対策と一体的にすすめなければならない。

障害者問題にかかわる領域は広範囲である。自立生活・雇用・就労、教育、社会参加、環境、福祉、保健・医療などさまざまな領域において、多様な施策・対策と啓発事業が取り組まれてきたが、各領域は障害者やその他の人びとの生活やくらしに二重三重に関連している。このため、啓発は各施策の推進と有機的に結合してこそ実効が高められるのである。

啓発活動を「長期計画」の精神に立って発展させるためには、障害者問題に関する全庁的な総合調整・推進体制である国際障害者年推進本部を軸に、今後、各施策・対策の取り組みを体系づけ、焦点化、重点化し、計画的に障害者はもちろんのこと、その他の人びとにとっても暮らしやすい環境づくりにつなげるよう総合的な調整をはかりつつ、一体的にすすめることが重要である。

#### (2) 地域に開かれた施設へ

障害者関係施設が地域に開かれた施設となり、地域住民との日常的な生活交流の場になることが障害者問題の啓発にとって大切である。

当市は今まで障害の種別、目的ごとに地域利用型施設の整備をはかり、その目的は十分果たしてきたが、社会の高齢化の進展による障害者数の急増を予測すると、障害者関係施設が「地域とともに生きること」を通じてノーマライゼーション理念の実現をめざすことが大切である。

今後においては、「個別目的達成型施設」から「多目的達成型施設」への転換が求められる。具体的には施設機能の地域化・オープン化による地域住民との交流、さらに乳幼児から児童・生徒・学生・社会人・高齢者などが共有の場を通じ、交流できる「世代交流型施設」へと転換していく必要がある。

そして、これは障害者関係施設だけの問題ではなく、すべての施設がめざさなければならない方向である。

### (3) 障害者関係団体との連携

「長期計画」が述べているように、障害者施策の推進の核となるべき存在である当事者の組織を重視し、連携・交流をすすめることが啓発にとって重要である。

市には、障害者問題の解決をすすめてきたさまざまな障害者関係団体があるが、施策・対策や啓発を推進するにあたって、当事者の要求や生の声が、施策課題や啓発テーマづくりに不可欠である。今後、このような連携と交流が積み重ねられることが、障害者問題の解決を障害者やその関係者だけの課題としてではなく市民一人ひとりの課題として推進していく大きな原動力となる。

そのためには、行政としても障害者自身の自主的な活動の柔軟な発想と活力を積極的にとりいれることと、それらの活動が十分おこなえるための条件整備を積極的におこなうことが大切である。

### (4) 学校教育の場における啓発の意義と課題

啓発にとって学校教育の果たすべき役割はきわめて大きい。

障害児教育の理解・啓発を推進していくなかで、「できる」「できない」で人間を判断するのではなく、お互いのちがいはちがいとしてみとめあう対等な人間観や人間尊重の精神を育むことが大切である。しかし、現在の教育は、進学等をめぐって受験準備に比重がかけられやすい状況にあって、能力主義的教育としての問題が吟味されることが十分でなく、こうした現状を解決していくかなければならないといった課題が、今なお存在している。

明日の時代を担う子どもたちが、障害をもつ子どもたちと一緒に遊び、学び、助けあうことによって、「同じ人間なんだ」という人権意識の基本を学ぶことをめざさなければならない。そのことによ

って、子どもたちが、障害をもつ人たちといっしょに「ともに生きる社会」の担い手になっていくのである。

#### (5) 保育の場における啓発の意義と課題

地域社会のなかで乳幼児の段階から障害児とともにあり、ともに生き、ともに育ちあう環境を保障する障害児保育を推進していくことは、豊かな感性・人間性を育み、お互いの人権を尊重し、活かしあう、ともに生きる仲間として、社会を形成しようとする考え方を育てるうえで欠かすことができないことがある。

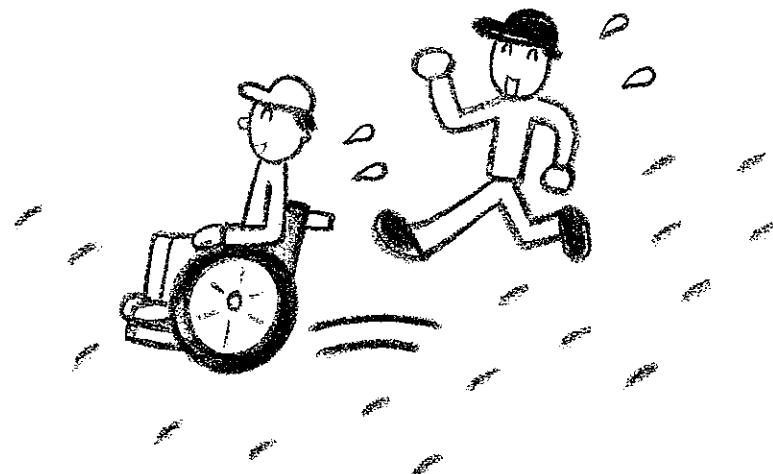
また、これを推進するうえで大切なことは、あくまで障害児自身の側にたった保育であり、強制された自立ではなく、子どもの生活の力が生きる喜びにつながるものでなければならない。このことが障害児の基本的人権の保障および「ともに生きる社会」の実現にむすびつくものなのである。

#### (6) 職員啓発の課題

障害者問題の啓発を推進していくために、行政の全職員が障害者問題に関する理解と認識を深める必要がある。

障害者問題を理解・認識するには、知識だけでなく実体験として障害者とともに行動することが必要である。そのことをつうじて被差別体験や生活実態、介助方法、障害者の社会参加を阻害している社会的要因などについて学ぶことが多い。

そのためには、全局的な障害者問題の施策と啓発の推進によって、自らの業務をつうじて共通の認識を深めると同時に、体系的な研修が大切である。



## 障害者問題と啓発活動

主 体	対 象	目 的	場
市 民	市 民	障害者問題の研究・啓発 ボランティア活動 手話、点字の普及	公的施設
	障 害 者	介助、ボランティア見学 訪問、イベントへの参加	街頭、自宅 障害者施設 障害者センター
	行 政	障害者問題の取り組み 障害者問題の理解促進	
障 害 者	市 民	介助方法の理解、介助の要請、イベントへの案内	障害者の自宅 街頭
	障 害 者	文化活動 ふれあいの促進	障害者センター 市内公的施設 障害者施設
	行 政	活動資金の調達 運動の支援の要請 情報交換	市内施設 障害者施設
行 政	行 政	障害者問題の理解 諸要求の提示	
		政策立案への参加	市役所
行 政	市 民	障害者問題の理解	公民館
		障害者問題の啓発、情報提供	街頭
		ボランティア活動の奨励促進	市内施設 障害者センター 市民会館
		イベントへの参加	
行 政	子 ど も	障害児・者への理解	保育所、幼稚園 学校、街頭
	障 害 者	諸制度、情報の提供 イベントへの参加要請	公的施設 障害者施設
		雇用の促進	市役所、企業
	行 政 (市職員)	生活環境の整備 障害者問題の理解 サービスの円滑化	街頭、障害者宅 市役所

(別 表)

方 法	内 容 例
研究活動 活動の交流	障害者問題史、障害者問題の現状と課題、 外国の実状の紹介
活動の交流 講習、講座、講演会、映画会 介助活動、ボランティア活動見学 交流、公演	ボランティア活動 手話サークル、点字サークル 手話通訳、対面朗読、介助、各種のイベント (コンサート、演劇など)、施設訪問、バザーへの協力 人権協の活動、障害者問題の現状、外国の実状の紹介
実習、講習 ビラの配布  展示、公演、演奏 ビラの配布  会報、研究会活動  講座、講演、研修 交渉	介助の方法、障害者の思いをきく、介助講座 キャンプ  絵の作品展、写真展、作品の販売、劇団の公演、演奏会 バザーへの参加  ネットワークつくり、ピア・カウンセリング、 障害者団体の運動の推進、自立生活問題研究会  障害者の自分史を語る、障害者問題の現状と課題
委員会への参加、意見の聴取	委員会委員、審議会委員
講座、講演会、シンポジウム、映画会 ビデオ 広報	障害者問題の歴史、障害者問題の現状 障害者の自分史、障害者の親の体験談、外国の実状の紹介 障害体験学習(Caphandy)
講習、講座、ビデオ  コンサート、公演、展示、講演会	ボランティア講座、障害者問題あれこれ、ボランティアリーダーの 養成、ボランティアハンドブックの作成、一日ボランティア運動、 障害者の日、人権週間の講演会、各種スポーツ大会 ふれあいコンサート、市民参加の演劇、写真展、作品展
統合保育・教育の実践	共生共育、交流教育、学校訪問、施設訪問
広報、郵便、点字広報、声の広報  広報	障害者の日、人権週間のイベント、福祉ハンドブックの作成  公的機関での雇用、民間企業の雇用、 パンフレット・リーフレットの作成
改修、設備設置 講座、講演	市内交通機関でのエレベーター設置、公共機関への アクセス、障害者住宅の建設、福祉マップの作成

---

## 第4節

### ○ 在日外国人問題と啓発の課題

## 第4章

施策・対策と啓発の一體的推進をめざして

## 1. 在日韓国・朝鮮人の現状をめぐって

### (1) 基本的な視点

当市にも多くの外国人が一緒に住むようになり、「国際化」の時代を身近に感じるようになってきた。留学生や企業社員だけではなく、外国人労働者も増えている。地球規模で経済や文化が交流する時代になって、新しく日本に住むようになったアジア諸国の人びととのかかわりなど、日本の国際化のなかみも問われるようになってきている。とりわけ日本に住む外国人ではもっとも多い在日韓国・朝鮮人が、日本社会の中で偏見と差別をうけている事実を直視し、認識する必要がある。

日本の植民地政策によって、戦後も日本に住まわざるをえなかつた在日韓国・朝鮮人は、これからもともに生きていく住民であり、深刻な人権侵害をうけている「外国人」として、さまざまな差別の解消が日本の国際化の課題となっている。

当市は、昭和58年（1983年）に非核平和都市、昭和59年（1984年）に人権擁護都市となることを宣言した。そして今日まで、すべての市民の人権が擁護された平和で平等なまちづくりに努めているが、今、国際化時代をむかえて、在日外国人とりわけ在日韓国・朝鮮人の人権を擁護し、偏見と差別の解消にむけた啓発活動をすすめていくことが大きな課題となっている。

### (2) 大切な歴史認識

現在、全国にはおよそ110万人（外国人登録）の外国人が住んでいる。そして市には、50ヵ国、4,700人をこえる人が日本人とともに暮らしているが、そのうち、約3,400人は韓国・朝鮮人である。これらの韓国・朝鮮人は親子三代にわたる人びとがほとんどであり、他の外国籍の人びとときわめて異なる事情をもっている。

日本は朝鮮半島と地理的に近く、昔から文化的に多くの影響をうけてきた。この関係は秀吉の朝鮮侵略などをのぞけば、江戸時代のおわりまでつづいてきた。明治時代になって近代国家をつくろうとした日本は、明治43年（1910年）、武力で併合して植民地にし、以来朝鮮支配を強めて日本民族への同化政策をすすめていった。

昭和14年（1939年）、朝鮮人から民族の名前を取りあげ、日本名に変えさせる、いわゆる「創氏改名」を行なったため、ここから朝鮮人の日本名の使用がはじまった。日中戦争からアジア太平洋戦争へと戦争が激化してくると、日本の労働力と兵力の不足をおぎなうため朝鮮の人びとを強制的に連行し、危険な仕事に従事させた。

日本に住むことを余儀なくされたり強制連行された人は、日本の敗戦時には230万人をこえていた。戦後は、そのうちおよそ4分の3の人びとが祖国にかえったが、35年間におよぶ長い日本の支配や、社会の情勢の大きい変化のため、祖国での生活基盤をうしない、やむなく日本に残らざるをえなかつた多くの人びとがいた。現在、日本に定住する韓国・朝鮮人の多くは、こうして日本に残った一世やその二、三世であり、日本語を話し、日本人とともに社会の一員として暮らしている身近な外国人である。

そのため、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別の克服にむけた人権啓発の取り組みは、日本の大国主義と同化政策への反省を軸としておこなわれることが大切である。

### (3) さまざまな差別

在日韓国・朝鮮人に対する就職差別は、人びとの生活基盤をうばうものであり、もっとも深刻な問題である。差別の結果、低収入や不安定な生活をもたらし、他の差別を再生産していくおそれがある。また、採用されても本名ではなく、通称名を名のることを強制されることも多く、賃貸住宅の広告や内規で「外国人お断り」「住民票必要」といったただし書きが書かれたり、貸主が民族の名前を名のることを拒否するケースもみられ、家をもとめる人にとって深刻な問題が存在している。

在日韓国・朝鮮人の多くは学校や社会で日本名（通称名）を名のっている。本名で暮らすということは、韓国・朝鮮人であることを隠さず、民族の誇りをもって生きていくということである。それが本当は自然な生き方であるのに、韓国・朝鮮人であることがわかつて差別される事実がある。このようなことが、学校、職場、地域社会でもまだまだみられる。さらには、指紋押捺の義務、外国人登録証明書の常時携帯義務などについて、人権問題であるとして廃止が求められていることや、高齢になって生活のめどがたたず、途方にくれている在日韓国・朝鮮人高齢者が多い状況である。

このように、「在日」に対して日本人がもつ偏見、差別は今なお根深く、そしてきびしいものがある。また「外国人だから」という理由で、いわゆる国籍条項の壁によって、生活上の不利益をこうむってきたこれらの問題について、ながい間かえりみられなかつたことを、在日韓国・朝鮮人の人権問題として受けとめ、啓発の出発点にしていかなければならないのである。





## 2. 豊中市の取り組みと課題

### (1) 外国人を住民としてとらえる

民族差別の解消にたちはだかる大きな問題に、法律・制度の問題があげられる。これは、日本の国籍をもたない外国籍の人びとに対して、基本的には「住民」としてではなく、「外国人」としての地位をあきらかにした外国人登録法や出入国管理令などの法制度の規定にもとづいている。

とくに在日韓国・朝鮮人は、昭和27年（1952年）にサンフランシスコ平和条約が発効して日本国籍所持者でなくなったが、同時に外国人登録法が施行され各種の義務も課せられた。国連「難民の地位に関する条約」の批准によって、昭和57年（1982年）に一部国内法が改正され、出入国管理および難民認定法（入管法）が施行された。1980年代には公営住宅の入居、国民健康保険、国民年金など、社会保障の制度が内外人平等の方向へとあらたまっている。また、外国人に対する指紋押捺は人権侵害であるとの指摘があり、外国人登録法の早急な抜本的改正が求められている。市では、昭和42年（1967年）以来、在日韓国・朝鮮人の人権を擁護するため、これまで、指紋押捺義務の廃止、外国人登録証明書の常時携帯と提示義務の廃止、罰則規定の緩和を三つの柱とした現行制度の見直しを、全国市長会をとおして政府に要望してきている。また1980年代になって、職員採用や市営住宅申しこみ資格などについては、国籍条項を削除してきた経過がある。

いまでもなく自治体の責務は、外国人を含む住民の人権をまもり、福祉や生活の向上をはかり、地方自治を確立することである。現在、当市が指紋押捺拒否者を告発しないでいるのは、外国人登録法の対象者である外国人が、一方で地方行政の対象住民としてとらえられているからである。しかも、在日外国人のうち七割をこえるのは在日韓国・朝鮮人であり、その多くは永住権をもつ定住外国人だからである。

### (2) 民族差別の解消にむけて

在日韓国・朝鮮人の民族差別の解消にむけては、行政の施策充実と啓発活動の連携のなかですすめられることが大切であることはいうまでもない。

当市の民族差別についての市民にむけた啓発の取り組みは、これまで社会教育活動として、学習講座を中心にひろくおこなわれてきた経過がある。また、文化イベントや啓発教材などの作成配布、豊

中市人権教育推進委員協議会等の社会教育関係団体などの取り組みがなされてきている。さらには、市の広報誌による啓発や、人権月間での人権平和フォーラムの開催、また職員研修の課題として、人権問題と業務とのかかわりについての学習をすすめてきた。とりわけ職員の研修は、実際に住民と接する機会をもつがゆえに、もっとも大切であり、このような行政の啓発活動の取り組みが、市民の協力をえながら効果的にひろがっていくことが求められる。

平成3年（1991年）に豊中市国際交流委員会は、豊中市の国際交流をすすめる指針となる「豊中市のめざす国際交流」を提言した。提言は、平和で平等な社会づくりをめざして外国人も「住民」ととらえることが大切であり、そして、外国人が住みよいまちをつくることは、すべての人に住みよいまちになるとうたっている。その実現のため、在住する外国人のための施策の展開に必要な、つぎのような基本的事柄についての市の取り組みが今後の課題になっている。

- ①市民レベルでの、在日韓国・朝鮮人をはじめ  
在日外国人の、生活上の問題点が何であるの  
かの把握に努める。
- ②総合的な外国人への対応がはかられるよう全  
府的な体制をつくる。そのための府内推進体  
制を充実する。
- ③生活などについての相談体制を整備すること。



### 3. 国際化時代を迎えた市民的課題として

#### (1) 問われる潜在意識

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等である。」とうたった世界人権宣言が採択されて40余年が過ぎた。そして今日、世界の人びとが平和と人権の確立を願う意識は大きく高まっている。南アフリカ共和国の人種隔離政策アパルトヘイトが、世界中からの批判をうけて、その政策に幕がおろされたのはまだ最近のことである。

人間は生まれながらにして自由であることを、だれも否定しないし、当然のこととして受けとめている。しかし、在日韓国・朝鮮人に対しては、日本人の心にひそむ差別意識によって、多くの差別事象が起っている。

現在は「国際化」の時代といわれる。これは、人、文化、経済や情報その他が国境をこえて動き、国と国とが地球的に交流し、協力しあっていかなければならぬ時代になったのである。しかし、「国際化」のなかみは、海外援助や海外旅行、日本を訪れる外国人が多くなってきたという現象だけをいうのではなく、日本人とさまざまな國の人びとが相互に人権や文化を認め、尊重し合う関係をつくっていくことなのである。だからこそ、外国人が日本の地域のなかでどのような思いで生活を営んでいるかということや、日本人との交流で生ずる摩擦などについて、あまり正面から見ようとはしてこなかったことが、今、あらためて問われているのだと理解しなければならない。

#### (2) 法制度と人権の問題

在日韓国・朝鮮人をはじめすべての外国人は、出入国管理及び難民認定法（入管法）により、日本での在留は「許可」によらなければならず、外国人登録法によって5年ごとに登録更新をし、指紋の押捺や外国人登録証明書の常時携帯が義務づけられている。そしてこの義務の不履行により罰せられたり、場合によっては強制退去させされることもあるという法規定になっている。

また、生活の場においても、外国籍であることにより行政サービスが制限されるとか、金融機関から融資をうけられないとか、入居差別であるとか、いわゆる国籍条項によって生活上に不利益をこうむってきた経過がある。これらることは、人権上の問題としてながい間かえりみられることがなかったが、今日ではようやくあらためられる方向にある。

平成3年（1991年）1月10日にソウルで署名された「在日韓国人法的地位・待遇の日韓覚書」により、「入管法」と「外登法」については、在留資格をあらためることや、指紋押捺義務の一部廃止、強制退去事由の緩和など、一定の改善がおこなわれる見とおしとなった。

しかし、すべての制度的な差別や課題がなくなったわけではない。障害者、高齢者の生活保障や労働災害など社会保障の問題や、公務員採用の問題など、「日本国籍を有するもの」という国籍条項により、住民としてのさまざまな権利や社会生活上の利益に障害をもたらしていることは、日本にしか生活の基盤をもたない在日韓国・朝鮮人にとって、生活上の大変な問題になっている。

### （3）国際化にとっての課題

社会の国際化を考えるとき、外国人と日本人が地域のなかでともに生きていくために、お互いがどのようにしていくことが良いかは、日本人こそが考えるべきことである。在日韓国・朝鮮人の人権問題の存在は、日本社会のあり方が問われていることであり、日本人自身の問題としてとらえなければならない。

戦前の日本の朝鮮支配は日本人に朝鮮民族への偏見と差別意識を植えつけることになったが、このような意識は、戦後、朝鮮が解放されたのちもひきつがれてきているという事実がある。在日韓国・朝鮮人の民族的独自性をみとめない姿勢（同化主義）も、外国人だから基本的人権は日本人と同じではありえないとする姿勢（排外主義）も、民族差別の両面であることを自覚することが必要であるといえる。

地域のなかでともに生活している「外国人」としての在日韓国・朝鮮人が、戦前の支配ののち、戦後も日本に定住せざるをえなかったという歴史を振りかえり、その反省のなかから、隣人としてのよりよい関係をつくる努力と、そして、自由に本名を名のれる社会をつくっていくことが、国際化の時代における日本社会の大きな課題になっている。

#### 4. 啓発の推進方向

今日、国や民族のちがいをこえて、人と人との信頼関係をむすび、外国人に開かれたまちづくりをすすめることが自治体の大切な課題である。

そのため、「国際化と民族問題」を人権の課題として、有機的にとらえるとき、まちづくりとその計画のなかに、意識的に在日韓国・朝鮮人と日本人との相互理解と交流の「場」の設定をすすめていくことが重要である。

そのため行政は、行政がもつ情報やネットワークによって、市民に相互の文化を理解するための場を提供し、実際に話しあうことができ、交流することができるような機会づくりをしていくことが必要である。そこで、啓発の取り組みにあたっては、次の諸点について充実し、実現に努めることが必要である。

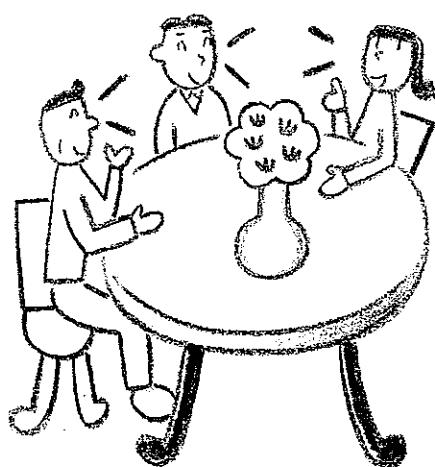
- ①地域社会において、在日韓国・朝鮮人への民族的偏見や差別が、なお存在していることや、これが地域社会の課題であることの認識を深めるために、さまざまな媒体を利用してその啓発に努める。
- ②地域社会において、市民が日本と朝鮮との歴史的、政治的な関係を正しく認識できるよう、とくに、東アジアとの関係について認識が深まるような学習の場づくりや、あらゆる機会をとらえた啓発活動をおこなう。
- ③教育の場のなかで、それぞれの国や、民族相互の理解をもとに、国際平和に寄与し、世界に開かれた人間の育成がはかられるよう努める。
- ④これらの啓発を実施するにさいして、広報誌、リーフレット等の印刷物の発行だけでなく、視聴覚媒体の開発や、国際理解講座などの学習機会、市民参加イベント等の開催をとおして、市民の理解が深まるよう努める。
- ⑤日本における外国人の社会生活がより向上するよう、在日韓国・朝鮮人を中心とした、外国人むけの学習の機会をひろめる。
- ⑥市が建設する国際交流センターのなかでも、

---

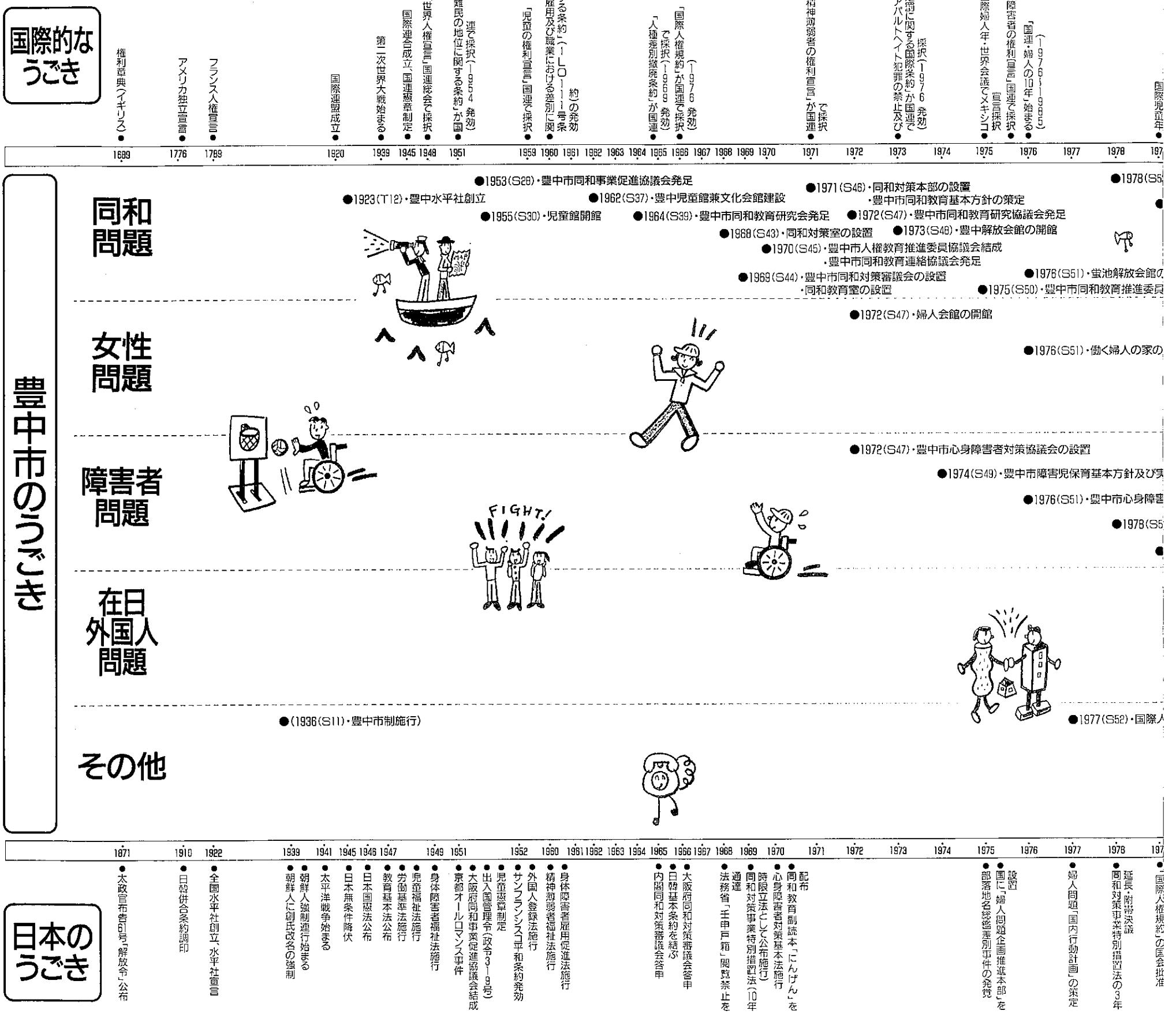
在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人の人  
権問題をふまえた国際理解と交流が高まるよ  
う努める。

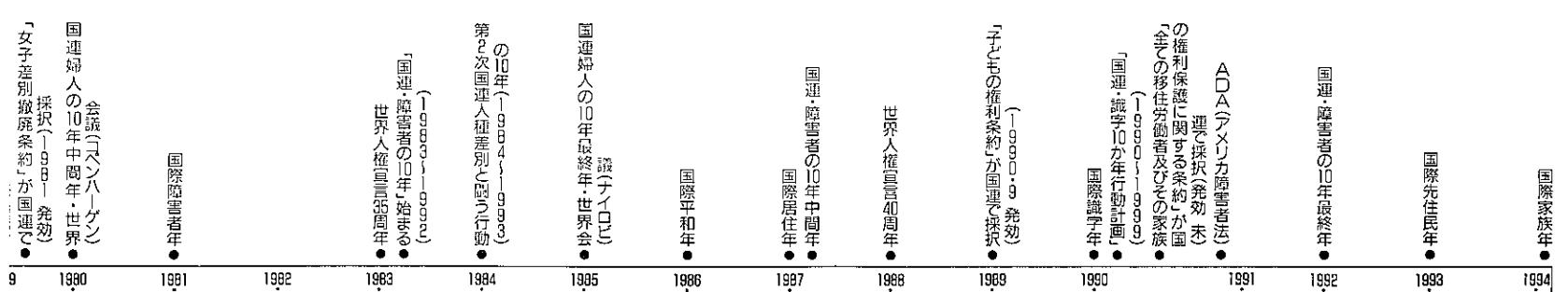
## 第4章

施策・対策と啓発の一體的推進をめざして



# 人権問題の取り組みの歴史





- 1980(S53)・豊中同和問題企業連絡会の結成
- 1986(S61)・豊中市同和保育基本方針の策定  
・豊中企同連が豊中同企連を合併
- 1991(H3)・豊中市同和対策審議会答申

○ 1979(S54)・豊中市同和対策審議会答申

● 1981(S56)・豊中企業内同和問題研修推進員連絡協議会の結成

● 1983(S58)・豊中市同和対策審議会中間答申

○ 開館  
会の設置

● 1983(S58)・婦人問題担当主幹を配置  
・豊中市婦人問題推進本部の設置



● 1988(S63)・女性問題審議会第2次答申  
・女性政策課の設置

○ 開館

● 1984(S59)・豊中市女性問題審議会の設置

・豊中市女性問題推進本部に改称

● 1985(S60)・「豊中市における女性のための1993の提言」(女性問題推進会議)

・女性問題担当主幹に改称

● 1986(S61)・女性問題審議会第1次答申

● 1990(H2)・女性問題審議会第3次答申  
・豊中市女性政策基本方針の策定

○ 施設要綱

● 1983(S58)・障害福祉課の設置

○ 者対策協議会答申「心身障害者児に関する基本的な方策」 ● 1984(S59)・豊中市心身障害者対策協議会第2次答申

○ 1979(S54)・豊中市障害児教育基本方針の策定

● 1990(H2)・心身障害者対策協議会/  
就労開発専門部会の設置

・障害者就労促進連絡会の発足  
・障害福祉センターひまわりの開館

● 1986(S61)・「障害者対策に関する長期計画」を策定

○ 1979(S54)・豊中市障害児教育推進協議会の設置



● 1980(S55)・豊中市在日外国人教育基本方針の策定

● 1988(S63)・文化課の設置

● 1981(S56)・豊中市在日外国人教育推進協議会の設置

● 1989(H1)・国際交流推進会議の設置

○ 権規約批准促進の市議会要望決議

● 1983(S58)・豊中市非核平和都市宣言の市議会決議  
・青年の家いきの開館

● 1988(S63)・人権啓発課の設置  
・豊中市人権啓発推進会議の設置  
・関西人権啓発研究会の報告

● 1984(S59)・豊中市人権擁護都市宣言の市議会決議

・人種差別撤廃条約の早期批准を求める市議会要望決議

● 1989(H1)・国際識字年連絡会議の設置

・関西人権啓発研究会へ研究委託

● 1987(H2)・人権行政検討委員会の設置・報告

・少年文化館の開館

● 1990(H2)・子どもの権利条約の早期批准に向けての市議会要望決議

● 1986(S61)・豊中市制50周年・人権平和フォーラム事業始める  
・豊中市総合計画の策定「平和で平等な社会づくり」  
・長寿社会対策基本方針の策定

● 1991(H3)・「豊中市のめざす国際交流」  
(豊中市国際交流委員会の提言)

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

</div

## 豊中市人権啓発基本方針

平成4年(1992年)3月

豊中市

豊中市中桜塚3-1-1  
TEL 06(858)2525

編集 豊中市人権啓発推進会議  
(事務局 人権文化部人権啓発課)  
印刷 (株)関西廣済堂